

国道 8 号東沼波電線共同溝 PFI 事業

要求水準書

令和元年 10 月

国土交通省近畿地方整備局

— 目 次 —

第 1 章 総則	1
1. 要求水準の位置づけ.....	1
2. 用語の定義.....	1
3. 要求水準の変更.....	1
4. 適用範囲.....	1
5. 整備対象施設.....	1
6. 事業の目的.....	1
7. 事業の概要.....	2
8. 事業の業務内容.....	2
(1) 設計業務.....	2
(2) 工事業務.....	2
(3) 維持管理業務.....	2
9. 遵守すべき法令等.....	2
10. 秘密の保持.....	3
11. 適用基準.....	3
12. 諸条件.....	4
(1) 事業対象区域の概要.....	4
(2) 本施設の概要.....	4
(3) 解体撤去・復旧・移設対象施設.....	4
13. 業務の監視.....	5
14. 関係者協議会の設置.....	5
15. 事業期間終了時の水準.....	5
16. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について.....	5
第 2 章 設計業務	6
1. 基本事項.....	6
(1) 一般事項.....	6
(2) 業務の条件.....	6
(3) 業務期間.....	6
(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理.....	6
(5) 提出書類.....	6
(6) 設計図書の提出.....	7
(7) 資料の貸与及び返却.....	8
(8) 設計協議.....	8
(9) 土地への立ち入り等.....	8
(10) 再委託.....	8
(11) 合同現地踏査.....	9

(12) 留意事項.....	9
2. 事前調査業務.....	9
(1) 現地踏査.....	9
(2) 試掘調査.....	9
3. 詳細設計業務.....	10
(1) 基本的な考え方.....	10
(2) 設計条件の整理.....	10
(3) 電線共同溝.....	11
(4) 照明設備等.....	11
4. 設計業務に係る調整業務.....	11
(1) 業務計画.....	11
(2) 事業説明、地元・関係者機関調整等.....	11
(3) 支障物件等調査及び移転協議.....	12
(4) 占用業者等との電線共同溝の協議.....	12
(5) 占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議.....	12
(6) 交差点照明、信号・横断歩道等の計画調整.....	12
第3章 工事業務.....	13
1. 基本事項.....	13
(1) 一般事項.....	13
(2) 業務の条件.....	13
(3) 業務期間.....	14
(4) 現場代理人等.....	14
(5) 完成検査及び完成（引渡）検査.....	14
(6) 工事完成図書の提出.....	15
(7) 中間技術検査.....	16
(8) 打合せ.....	16
2. 工事業務（特記事項）.....	16
(1) 施工計画書.....	16
(2) 工事現場発生品（第1編 1-1-17）.....	16
(3) 建設副産物（第1編 1-1-18）.....	16
(4) 施工管理（第1編 1-1-23）.....	18
(5) 工事中の安全確保（第1編 1-1-26）.....	21
(6) 事故報告書（第1編 1-1-29）.....	22
(7) 環境対策（第1編 1-1-30）.....	22
(8) 交通安全管理（第1編 1-1-32）.....	24
(9) 施工時期及び施工時間の変更（第1編 1-1-36）.....	25
(10) 適用（第1編 3-1）.....	25
(11) 工場の選定（第1編 3-3-2）.....	26
(12) 配合（第1編 3-3-3）.....	26

(13) 適用 (第 2 編 1-1)	27
(14) 工事材料の品質 (第 2 編 1-2)	28
(15) ガードレール (路側用、分離帯用) (第 2 編 2-5-19)	29
(16) 一般事項 (第 2 編 2-6-1)	29
(17) 一般瀝青材料 (第 2 編 2-8-1)	29
(18) 工事完成図書の納品 (第 3 編 1-1-9)	30
(19) 区画線工 (第 3 編 2-3-9)	31
(20) アスファルト舗装の材料 (第 3 編 2-6-3)	32
(21) 材料 (第 10 編 2-4-2)	33
(22) 排水性舗装工 (第 10 編 2-4-7)	35
(23) 改質アスファルト舗装工 (第 10 編 2-4)	36
(24) 一般事項 (第 10 編 2-8-1)	36
(25) 一般事項 (第 10 編 12-4-1)	37
(26) 管路工 (管路部) (第 10 編 12-5-2)	37
(27) プレキャストボックス工 (特殊部) (第 10 編 12-5-3)	39
(28) 週休 2 日対象工事	39
(29) その他特記事項	39
3. 工事監理業務	41
4. 工事業務に係る調整業務	41
(1) 業務計画	41
(2) 工事期間における規制箇所等調整	41
(3) 隣接家屋・店舗等との出入口調整	41
(4) 地元に対する工事説明会	41
5. 本施設の所有権移転業務	41
第 4 章 維持管理業務	42
1. 基本事項	42
(1) 一般事項	42
(2) 業務期間	42
(3) 業務実施体制	42
(4) 提出書類	42
(5) 業務の実施	43
(6) 維持管理関連貸与図面等	44
(7) 打合せ	44
2. 点検・補修業務	44
(1) 一般事項	44
(2) 要求水準	44
(3) 特記事項	45
3. 台帳作成・管理業務	45
(1) 一般事項	45

(2) 要求水準.....	45
(3) 特記事項.....	45
4. 維持管理業務に係る調整業務.....	46
(1) 一般事項.....	46
(2) 業務計画.....	46
(3) 要求水準.....	46
資料 1 用語の定義.....	48
資料 2 事業対象位置図.....	50
資料 3-1 事業対象区域図（設計業務・工事業務）.....	51
資料 3-2 事業対象区域図（維持管理業務）.....	52
資料 4 道路仮復旧及び本復旧舗装構成図.....	53
資料 5 近畿地方建設局電線共同溝管理規程.....	54
資料 6 近畿地方建設局電線共同溝保安細則.....	64
資料 7 電線共同溝管理台帳（作成例）.....	69
資料 8 貸与資料一覧.....	73

第1章 総則

1. 要求水準の位置づけ

「国道8号東沼波電線共同溝 PFI 事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、国道8号東沼波地区において、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）第2条第3項に定める電線共同溝（以下「電線共同溝」という。）の整備・維持管理事業（以下「本事業」という。）を遂行するにあたり、事業者を求める業務の水準（以下「要求水準」という。）である。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、近畿地方整備局は、選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。近畿地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

2. 用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、「資料1用語の定義」による。

3. 要求水準の変更

近畿地方整備局及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更等、大規模災害等の不可抗力その他近畿地方整備局及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議のうえ、要求水準書を変更できるものとする。また、近畿地方整備局は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

4. 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

5. 整備対象施設

本事業で対象となる公共施設等は、以下の(1)から(3)までに掲げるものとし、以下、これらを総称して「本施設」という。

- (1) 電線共同溝（道路法第2条第2項の7に定める電線共同溝（道路の附属物））
- (2) 道路（車道、歩道等）
- (3) 道路附属物（道路照明、防護柵、植樹帯等）

6. 事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

7. 事業の概要

本事業は、事業の対象となる地区において、本施設の整備及び維持管理を PFI 法に基づき実施するものである。

8. 事業の業務内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務（現地踏査、試掘調査、必要に応じて現況測量）
- イ 詳細設計業務
- ウ 設計業務に係る調整業務（入線業者等との協議など）
- エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 工事業務

- ア 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
- イ 整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備）
- ウ 工事監理業務
- エ 工事業務に係る調整業務（隣接店舗等との出入口調整など）
- オ 本施設の所有権移転業務
- カ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 維持管理業務

- ア 点検・補修業務
- イ 台帳作成・管理業務
- ウ 維持管理業務に係る調整業務（入線業者等との施設の点検・補修・抜柱・入線等に係る調整など）
- エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

9. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- (2) 道路法
- (3) 無電柱化の推進に関する法律
- (4) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法
- (5) 道路交通法
- (6) 建築基準法
- (7) 建設業法
- (8) 水道法
- (9) 下水道法
- (10) 電気事業法

-
- (11) 電気通信事業法
 - (12) ガス事業法
 - (13) 騒音規制法
 - (14) 振動規制法
 - (15) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - (16) 労働基準法
 - (17) 労働安全衛生法
 - (18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - (19) エネルギーの使用の合理化に関する法律
 - (20) 資源の有効な利用の促進に関する法律
 - (21) 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）
 - (22) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
 - (23) その他関連する法令等

10. 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む）を、近畿地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

11. 適用基準

本事業の実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、以下に掲げる基準等を適用すること。

なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について協議するものとする。

また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令等及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

- (1) 近畿地方整備局「土木設計業務等共通仕様書 平成 31 年 3 月」
- (2) 近畿地方整備局「測量業務共通仕様書 平成 31 年 3 月」
- (3) 近畿地方整備局「地質・土質調査業務共通仕様書 平成 31 年 3 月」
- (4) 近畿地方整備局「用地調査等業務共通仕様書 平成 31 年 3 月」
- (5) 近畿地方整備局「土木工事共通仕様書 平成 31 年 3 月」
- (6) 近畿地方整備局「土木工事設計便覧（案） 平成 27 年 9 月改定版」
- (7) 近畿地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値 平成 31 年 3 月」
- (8) 近畿地方整備局「電線共同溝設計マニュアル 平成 25 年 8 月」
- (9) 国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書 平成 31 年 3 月」
- (10) 建設電気技術協会「光ファイバーケーブル施工要領・同解説 平成 31 年版」
- (11) 近畿地方整備局「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案） Ver.2 平成 15 年 3 月」

12. 諸条件

(1) 事業対象区域の概要

- ア 所在地
滋賀県彦根市外町～滋賀県彦根市東沼波町
- イ 事業対象
一般国道 8 号
- ウ 延長
約 2.9km（道路延長：約 1.45km）
- エ 事業対象区域
資料 2「事業対象位置図」、資料 3-1 及び資料 3-2 の「事業対象区域図」に示す。

(2) 本施設の概要

本事業の整備対象となる施設の概要は次のとおりである。なお、設計業務、工事業務については資料 3-1、維持管理業務の対象範囲については資料 3-2 に示す。

表-1 本事業の整備対象施設概要一覧表

分類	工種	施設名	構成
電線共同溝等	一般部	電力系管路	管路
		通信系管路	FA 管、管路
		道路管理者管路	管路
	特殊部	電力系	地上機器柵、接続柵
		通信系	道路管理者通信合同柵
		道路管理者管路	
	連系・引込部	連系管	電力管路、通信管路
		連系設備	電力管路、通信管路 ※設計・工事のみ、管理は占用業者等が実施
		引込管	電力管路、通信管路
	道路	車道	車道
歩道		歩道	路盤、舗装
道路附属物	その他	付属施設	防護柵、距離標、植樹帯、縁石
		道路照明	交差点照明（一部信号共架）

※ 道路及び道路附属物は、設計・工事のみ、管理は道路管理者が実施

(3) 解体撤去・復旧・移設対象施設

電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、車道（舗装）、歩道（舗装）及び照明は全て解体撤去・復旧するものとする。

- ア 解体撤去、復旧対象施設
植樹帯、車道及び歩道（路盤、舗装）、照明等
- イ 移設対象施設
地下埋設物（大阪ガス）※1、信号・感知器※2等

※1 地下埋設物は、当該地下埋設物の管理者が移設を行い、移設補償費は、事業者が当該

地下埋設物の管理者に支払いを行うものとする。

※2 設計は事業者が行い、移設は交通管理者が行う。

13. 業務の監視

近畿地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。

14. 関係者協議会の設置

近畿地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、近畿地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会を設置する。

15. 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を近畿地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

16. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により近畿地方整備局に報告すること。
- (3) 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、近畿地方整備局と協議を行うこと。

第2章 設計業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

本施設を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において設計業務を行うものとする。また事業者は、設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、第1章 11.適用基準に示す各基準等に基づき実施するものとし、各基準等に対する特記及び追加仕様事項は、次の(2)業務の条件から(12)留意事項に示すとおりとする。

なお、設計にあたっては、的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。

(2) 業務の条件

- ア 事業者は、設計業務の遂行にあたり、近畿地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。
- イ 事業者は、近畿地方整備局に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ウ 近畿地方整備局は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができる。
- エ 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を近畿地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを近畿地方整備局に提出するものとする。
- オ 関係機関との協議に当たっては、事業者は現地踏査結果を反映するとともに、各関係機関から資料を収集し調査・把握したうえで資料をとりまとめ、打合せ資料として作成し提出すること。
- カ 近畿地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、事業者は、近畿地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

(3) 業務期間

設計業務の期間は、本施設の引渡し日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め近畿地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。

(4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理

事業者は、設計業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

(5) 提出書類

事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、近

畿地方整備局に提出し確認を得るものとする。

なお、設計業務に係る書類の提出は、土木設計業務等共通仕様書に準拠すること。

ア 業務着手前

事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、近畿地方整備局に提出し確認を得るものとする。

- (ア)設計業務計画書（組織体制を含むもの）
- (イ)設計業務工程表（詳細設計、各種申請手続及び近畿地方整備局との調整の工程）
- (ウ)管理・照査技術者通知書及び担当技術者届（経歴書を添付のこと）

イ 業務完了時

事業者は、設計業務終了時に以下の書類を近畿地方整備局に提出すること。近畿地方整備局は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

- (ア)確認結果報告書（要求水準書との整合チェック）
- (イ)確認結果報告書（事業提案書との整合チェック）
- (ウ)設計業務完了報告書
- (エ)設計業務成果引渡書

(6) 設計図書の提出

事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、以下の設計図書を近畿地方整備局に提出し、設計図書の内容を説明し、近畿地方整備局の承諾を得なければならない。なお、業務履行中、近畿地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出すること。

表-2 設計図書及び内容一覧表

設計図書	内容
現地調査結果	埋設物件平面図等
詳細設計図	電線共同溝、道路照明 等
構造計算書	同上
数量計算書	同上
報告書	同上、設計概要書、設計検討経緯書、施工計画書等
その他調査成果報告書	関係機関協議結果等

- ア 成果品は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（国土交通省）」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正副2部提出する。
- イ 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- ウ 土工数量は、マスカーブの作成及び作業形態別の数量まで算出するものとする。
- エ 設計図面の作成方法は、「CAD 製図基準（案）」に準拠して行うものとする。
- オ とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル 2010 形式で保存登録したものを提出するものとする。
- カ 数量集計表の様式については、国土技術政策総合研究所ホームページ「各種基準類の情報－土木工事数量集計表」に掲載されているのでそれを活用すること。
- キ 建設副産物対策は、土木設計業務等共通仕様書第 1209 条（設計業務の条件）の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（建設リサイクルガイドラインによ

る。)を作成するものとする。

- ク 公開用成果品の作成にあたっては、近畿地方整備局との協議に基づき、不開示情報のマスキング等の措置を行うこと。なお、「紙」による報告書の提出は、近畿地方整備局と協議のうえ、決定する。

(7) 資料の貸与及び返却

設計業務に必要な以下の資料を貸与する。

- ・ 滋賀国道管内無電柱化整備方針業務 概略設計編 報告書（以下「東沼波地区電線共同溝概略設計」という。）

(8) 設計協議

設計業務を適正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

ア 主要段階での打合せ（実施時期は適宜）

(ア) 業務計画書作成時（業務着手時）

(イ) 関係機関等協議着手前

(ウ) 工事発注計画時

要求水準の変更の必要が生じた場合に実施。

イ 成果完成時の打合せ

(9) 土地への立ち入り等

植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じた損失は事業者の負担とする。

(10) 再委託

ア 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。本業務における「主たる部分」は、土木設計業務等共通仕様書第 1128 条（再委託）1 項に規定するものとする。

イ 本業務における契約書に規定する「軽微な部分」は、設計業務等共通仕様書第 1128 条第 2 項に規定する部分とする。

ウ 業務の一部(主たる部分を除く)を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を近畿地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

エ 前項の規定は、共通仕様書第 1128 条第 2 項に示す簡易な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

オ ウの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

(11) 合同現地踏査

本事業は、必要に応じて「合同現地踏査」を実施することができる。

「合同現地踏査」の実施を希望する場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、近畿地方整備局と事業者との間で相互に確認する。

なお「合同現地踏査」は、業務の着手段階等において、近畿地方整備局と事業者が合同で現地踏査を行い、現場で設計条件、施工の留意点及び関連する事業の情報等について事業者に伝えるとともに、設計方針の共有化を図ることにより、設計成果の品質向上を図ろうとする取り組みである。

(12) 留意事項

事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに近畿地方整備局から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。なお、設計の検討内容について、近畿地方整備局から説明を求められた場合は、事業者は、その必要に応じて随時聴取を受けるものとする。

2. 事前調査業務

事業者は、事業契約締結後、速やかに現地踏査及び試掘調査を実施するとともに、必要に応じて、現況測量等を事業者の責任で行い、関係法令等に基づいて業務を遂行するものとする。

(1) 現地踏査

詳細設計に必要な現地の状況を把握することを目的とした、現地踏査を行うこと。

ア 「東沼波地区電線共同溝概略設計」における平面図を基に歩道幅員、官民境界、既設占用物件等の位置確認を行うとともに、切下げ位置の変更等の歩道状況および建物の建替え、植樹帯の設置等の沿道状況を把握すること。

イ マンホール、仕切弁等埋設物の位置、大きさの確認を行うこと。

ウ 現地において、電柱の有無、標識等の路上施設を確認し、電線共同溝の線形等を決定する上での資料とすること。

エ 歩道切下げ部を平面図に表示し、自動車の乗り入れ状況を把握すること。

(2) 試掘調査

ア 試掘調査

歩道部内は既設埋設物が存在しているとともに、埋設状況も不明であるため、「東沼波地区電線共同溝概略設計」の検討内容を詳細設計に反映できない箇所においては、詳細設計に先立ち、試掘調査等を行い、本調査結果を基に特殊部設置箇所や管路線形等を決定すること。

なお、試掘に際して、交通の安全確保が必要な場合は、交通誘導警備員の配置については下表のとおりとし、資格については、第3章2.(8)に準じるものとする。

配置場所	交通誘導警備員	交通誘導警備員の編成	昼夜別	交替要員	交替要員の編成
片側交互通行	6名/日	交通誘導警備員 A 62名 交通誘導警備員 B 310名	夜間	1名/日	交通誘導警備員A1名

イ 電線共同溝・情報 BOX 等の埋設管路等の事故防止

(ア)本工事は、情報ボックス（電線共同溝、道路管理用光ファイバーケーブル）の近隣工事であるため、電線共同溝・情報ボックス管理マニュアルに基づき、施工計画書の通信等設備事故防止計画には下記事項を記載するものとする。

- ・設備事故防止管理者
- ・埋設箇所の確認方法（地中探査機含む）
- ・近接部の工事施工方法（仮設計画含む）
- ・作業上の留意事項及び作業員への周知方法
- ・事故発生時の連絡体制及び即応体制
- ・その他必要な事項

また、工事着工前に当たり、近畿地方整備局及び占用企業者の立会を求め試掘を行い埋設位置を確認すること。

(イ)情報 BOX 等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に下記の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面（測量成果）、写真等の資料を添付して近畿地方整備局に報告すること。

地下埋設物確認表

地下埋設物	位置	確認方法	現場確認者	現場状況特記事項
情報BOX		試掘	〇〇 〇〇	(確認日：R0.0.0)

3. 詳細設計業務

(1) 基本的な考え方

詳細設計の基本的な考え方を以下に示す。

ア 詳細設計は、概略設計成果である「東沼波地区電線共同溝概略設計」を参考とし、詳細設計にて実施する試掘調査結果や関係機関協議会等における要望事項などを反映させ実施すること。

イ 終点部においては、既設の彦根電線共同溝と接続する計画とすること。

ウ 官地に残存する電柱は、必要な電柱以外全て撤去することを基本とする。なお、民地に残存する電柱の取扱については、近畿地方整備局や電柱所有者と協議し、決定すること。

(2) 設計条件の整理

占用業者等が作成した配線計画図を基に、ケーブル条数、径などを区間別に整理すること。また、将来の道路計画について把握し、問題点を整理すること。

ア 詳細設計においては、「東沼波地区電線共同溝概略設計」において計画した配線計画図をもとに、区間ごとの管路配置や、特殊部の配置を行うこと。

イ 電線共同溝工事完了後の道路復旧について以下の事項を近畿地方整備局、関係機関等と協議し、設計に反映すること。

(ア) 景観整備における植樹の形態、照明設備等の計画、舗装の形式

(イ) 道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入り口、盤下げ、道路排水の変更等の事項

(ウ) その他関連事業の有無

ウ 歩道部内は既設埋設物が存在していることから、特殊部設置箇所においては、試掘調査等を行い、特殊部設置箇所を設定すること。

(ア) 既設占用物は迂回するなど、支障移転は可能な限り発生しないよう求めるが、やむを得ない場合は、詳細設計時に、関係機関と協議・調整を行い、詳細設計に反映すること。

(イ) 工法は、国土交通省等で検討が進められている無電柱化整備の低コスト手法に基づき、導入可能な手法について、近畿地方整備局及び関係機関との協議・調整を行いながら詳細設計に反映し、コスト縮減を図ること。

(3) 電線共同溝

設計にあたっては、「東沼波地区電線共同溝概略設計」の成果を参考に占用業者等との調整を図ること。

なお、特殊部、及び連系管については、以下にも留意すること。

ア 特殊部

地上機器については、「東沼波地区電線共同溝概略設計」成果を基に占用業者等との調整を図り、設置位置等を決定すること。

イ 連系管・連系設備

連系管・連系設備の立上り位置調整と、近畿地方整備局以外の道路管理者の管理道路への連系設備等に関する調整を行う。なお、連系管・連系設備を立上げる場合は、電柱所有者の了解を得ることとする。

(4) 照明設備等

安全かつ円滑な交通環境の形成を図るため、道路利用者に適切な視環境を提供する照明設備等を設置すること。

また、本事業の対象区間道路においては、「東沼波地区電線共同溝概略設計」の照明計画を基に交差点照明に関する詳細設計を実施すること。

4. 設計業務に係る調整業務

事業者は、設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について近畿地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施すること。

(1) 業務計画

事業者は、調整業務（設計段階）実施にあたり、次の(2)から(6)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、近畿地方整備局へ提出すること。

(2) 事業説明、地元・関係者機関調整等

事業者は、地域住民及び地権者に対して事業（設計）説明会を実施し、内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周知方法については近畿地方整備局及び市役所と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保するものとする。

なお、説明会の周知方法については、近畿地方整備局が市役所の協力を得た上で、事業者が周

知活動を行うものとする。

(3) 支障物件等調査及び移転協議

事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。なお、占用者等への協議は事前に協議内容を近畿地方整備局と協議した上で行うものとする。

(4) 占用業者等との電線共同溝の協議

事業者は、詳細設計について、下記に挙げる占用業者等と協議した上で設計図書を作成するものとする。

- ・ 関西電力(株)、NTT インフラネット(株)、(株)オプテージ、(株)ZTV、公安委員会

(5) 占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議

事業者は、詳細設計にあたり、前項の占用業者等と協議した上で引込管、連系管・連系設備の設計を行うとともに、引込設備の設計を依頼するものとする。また、電線共同溝と引込設備の同時施工について、調整を行うこと。

(6) 交差点照明、信号・横断歩道等の計画調整

事業者は、交差点照明、信号・横断歩道等の計画について、道路管理者及び交通管理者と調整を行うものとする。

第3章 工事業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、詳細設計図書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本施設の工事を行うこと。なお、事業者は、工事に支障となる既存施設の移設・解体撤去・復旧等を行うこと。

事業者は、工事業務期間中に電線管理者や地域住民等関係機関と必要な調整を行うものとし、本施設の完成後、施設の所有権移転を行うものとする。

本業務の履行にあたっては、国土交通省近畿地方整備局制定「土木工事共通仕様書 平成31年4月」（以下「土木工事共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書（平成31年3月）」（以下「電気通信設備工事共通仕様書」という。）及び本要求水準書に基づき実施するものとするものとする。土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は、改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合はこの限りでない。

(2) 業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。

- ア 事業契約書に定められた本施設の工事の履行のために必要となる業務は、事業契約書において近畿地方整備局が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- イ 工事業務の実施にあたり必要となる工事説明会等で近隣住民等に工事内容等の周知を行い、作業時間等の了承を得ること。
- ウ 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- エ 工事業務期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。
- オ 事業者は、工事着工前に、工期及び工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、近畿地方整備局に提出して、承諾を得ること。提出書類の内容については、土木工事共通仕様書及び本要求水準書に準拠すること。
- カ 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとする。
- キ 事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- ク 事業者は、近畿地方整備局に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ケ 近畿地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者を確認できるものとする。
- コ 事業者は、道路占用並びに土木工事施工許可申請等の工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを近畿地方整備局に提出すること。
- サ 事業者は、工事着工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めること。
- シ 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責め

を負うものとする。

(3) 業務期間

事業者は、令和9年3月末までに本施設の完成・引渡しの工事業務を完了すること。なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め近畿地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。また、路上工期抑制期間は、滋賀国道事務所ホームページ「路上工事抑制」による。

(4) 現場代理人等

事業者は、現場代理人を設置するものとする。

また、建設業法等に従い、監理技術者等の必要な技術者を配置するものとする。

なお、下記に該当する場合で近畿地方整備局と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。配置技術者を変更する場合は、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ第一次審査資料に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の配置技術者のCORINSへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、配置技術者を変更する場合は新旧技術者の引継期間について近畿地方整備局と協議するものとする。

- ア 傷病により職務の遂行ができないと判断された場合
- イ 死亡した場合
- ウ 退職した場合
- エ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- オ 出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合
- カ 近畿地方整備局の責により工期延期となる場合
- キ 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して従事した場合

(5) 完成検査及び完成（引渡）検査

事業者による完成検査及び完成（引渡）検査は、以下に基づき実施すること。

ア 事業者による完成検査

(ア)事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査（導通試験を含む）を実施するものとする。

(イ)事業者による完成検査の実施については、それらの実施日の7日前までに近畿地方整備局に書面で通知するものとする。

(ウ)事業者は、前項の報告終了後、速やかに近畿地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。

イ 完成（引渡）検査

(ア)近畿地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、完成（引渡）検査を実施するものとする。

(イ)完成（引渡）検査は、事業者の立会いのもとに実施する。

(ウ)完成（引渡）検査は、近畿地方整備局が確認した設計図書及び事業者の用意した施工記録との照合により実施する。

(エ)事業者は、近畿地方整備局の行う完成（引渡）検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成（引渡）検査時の手続きと同様とする。

(オ)事業者は、近畿地方整備局による完成（引渡）検査後、是正・改善事項がない場合には、近畿地方整備局から完成（引渡）検査完了の通知を受けるものとする。

(6) 工事完成図書の提出

ア 事業者は、完成（引渡）検査時に後述のオに基づく電子成果品とチェックリストを近畿地方整備局に提示し、確認を受け、引き渡しを行う。

イ 事業者は、近畿地方整備局による完成（引渡）検査の通知に必要な完成図書を土木工事共通仕様書に準拠して提出すること。加えて、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。また、事業者は、これら一連の書類について、事業期間を通じて保管・管理すること。

ウ 完成図書については、引込設備や連系設備等の資料を含むものとする。

エ 事業者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。

事業者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。

※【電子納品に関する各種要領及びチェックシステムについては、国土技術政策総合研究所の下記ホームページアドレスからダウンロードできる。】(<http://www.cals-ed.go.jp/>)道路工事完成図の作成にあたっては「CAD製図基準（平成29年3月版）」を適用することとする。

提出資料（道路工事完成図等作成要領p71 参照）

【電子データ（CD等で提出）】

- ・完成平面図：SXF データ（拡張子 .P21）
- ・完成縦断図：SXF データ（拡張子 .P21）
- ・完成平面図：属性XML データ（拡張子 .saf）

※またはこれらを圧縮したデータ（拡張子 .P2Z）

【出力資料（道路工事完成図等作成要領p73参照）】

- ・チェック結果記録
- ・完成平面図
- ・完成縦断図
- ・「完成平面図」チェック結果記録
- ・道路工事完成図等チェックプログラム結果ログ

オ 電子納品にかかる成果品の作成については、「工事完成図書の電子納品等要領」（平成28年3月）、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」（平成30年3月）に基づき作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正副2部提出すること。

(7) 中間技術検査

近畿地方整備局は、整備工事期間中、各年度末において中間技術検査を実施する。

(8) 打合せ

工事業務を適正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 工事業務（特記事項）

(1) 施工計画書

事業者は、本工事において提案された技術評価項目（付帯条件を付された提案を除く）について、施工計画書に技術提案及び施工能力等を記載し、近畿地方整備局に提出した上で履行すること。

ただし、事業者の責めによらない条件変更等により提案された技術評価項目が履行できない場合で、近畿地方整備局の承諾を得たものはこの限りでない。

(2) 工事現場発生品（第 1 編 1-1-17）

在来施設の撤去により生じた現場発生品は、下記の場所まで運搬のうえ引渡しするものとする。

現場発生品	引 渡 場 所
ガードレール 照明柱	飯発生品行場[515.9kp付近]

なお、上記以外の材料が発生した場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。

(3) 建設副産物（第 1 編 1-1-18）

ア 再生資源の利用促進

(ア)事業者は、建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完成時に再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を近畿地方整備局に提出すること。

(イ)再生資源利用【促進】計画書（実施書）は、建設副産物情報交換システムを用いて作成するものとする。

(ウ)作成した再生資源利用【促進】計画（実施書）は各 1 部印刷して近畿地方整備局に提出するとともに、事業者で工事完成後 1 年間保管すること。

イ 建設リサイクル法第 11 条通知完了の連絡書の送付

事業者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を近畿地方整備局より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は近畿地方整備局と協議の上決定するものとする。

ウ 特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置

(ア)本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、解体工事に要する費用等は調査・設計業務の設計図書提出時に近畿地方整備局と事業者の間で確認されるものであるため、近畿地方整備局が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は近畿地方整備局と協議するものとする。

■分別解体等の方法

工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(イ)事業者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づく事項を書面に記載し、近畿地方整備局に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

エ 建設副産物情報交換システム

本工事は、建設副産物情報交換システムの登録対象工事であり、事業者は施工計画作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた時は、速やかに当該システムのデータ入力または更新を行うこと。

なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。

オ 建設発生土の搬入

本工事の残土は、米原バイパス 7 工区の建設発生土受入地に運搬するものとし受入条件は、下記の通りとする。

これにより難しい場合が生じたときは、近畿地方整備局と協議するものとする。

項目	引 渡 場 所
受入場所	滋賀県米原市上多良地先 米原バイパス7工区
受入不適なもの	発生土利用基準による第4種の発生土及び泥土、直径30cm以上の岩、廃棄物処理法により決められている廃棄物
受入期間	午前9時～午後5時まで ただし、毎月の第1及び第3日曜日、正月等の休業日は受入を中止する
運搬距離	受入地までの運搬距離は、L=9.3kmとする

カ 舗装の切断作業に伴う泥水の処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については近畿地方整備局と協議するものとする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、事業者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、近畿地方整備局から請求があった場合は提示しなければならない。

キ 混合廃棄物の現場分別等による減量化

本工事に搬入した建設資材等が廃棄物となる場合は、その廃棄物の再使用・再生使用を図るために、現場において分別等を実施するなど混合廃棄物の減量化を図るものとする。

また、混合廃棄物の減量化等を実施した内容について書面で近畿地方整備局に報告するものとする。

なお、現場における混合廃棄物の分別については「現場分別マニュアル(案)」(近畿地方整備局 H22.3) (http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/by_product/bunbetsu.pdf) を参照されたい。

(4) 施工管理 (第 1 編 1-1-23)

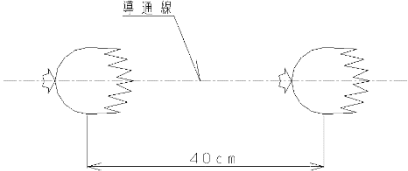
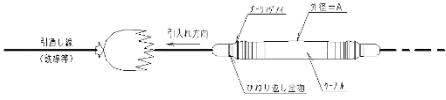
ア 品質管理試験

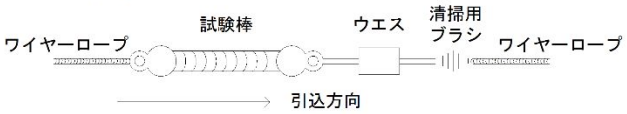
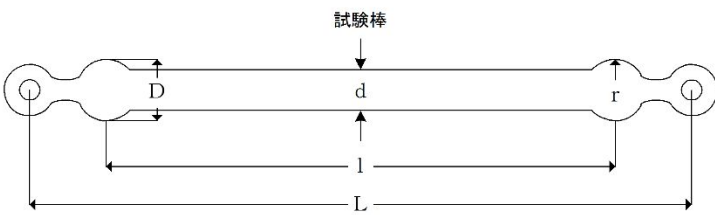
本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとするが、下記のとおりとする。

工種		実施する場合の頻度	規格値	試験方法
フィルター層	粒度	施工前	0.075mm通過量6%以下	舗装調査・試験法便覧
下層路盤	締固め度	1000㎡に1個	最大乾燥密度の93%以上	舗装調査・試験法便覧

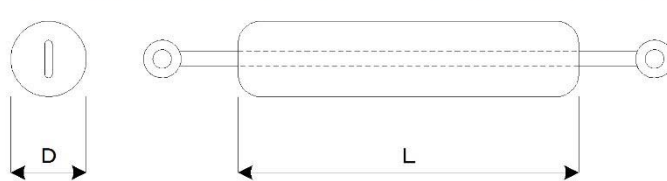
イ 規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとするが、次の工種については、次表のとおりとする。

工 種	種別	試 験 項 目 ・ 品 質 規 格											
電線共同溝工 管路工 (通信管路)	施工後	導通性	<p>① 共用FA管、FA管の管路材については、下記のウエスが通過すること。</p> <table border="1" data-bbox="810 450 1166 533"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>ウエスの最小外周長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150mm</td> <td>42cm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">ウエス (外周長42cm以上) < 弁を固く丸めたもの ></p>  <p>② ホテイ管内のさや管については、下図のケーブルテストピース (長さ5m以上) が通過すること。</p> <table border="1" data-bbox="810 936 1166 1059"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>テストピース外径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Φ30</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>Φ50</td> <td>33以上</td> </tr> </tbody> </table> 	管径	ウエスの最小外周長	150mm	42cm以上	管径	テストピース外径(mm)	Φ30	20以上	Φ50	33以上
管径	ウエスの最小外周長												
150mm	42cm以上												
管径	テストピース外径(mm)												
Φ30	20以上												
Φ50	33以上												

工 種	種別	試験項目・品質規格																																	
電線共同溝工 管路工 (電力管路)	施工後	導通性	<p>下図のとおり取り付けした鉛製の試験棒がスムーズに通過し、且つ通した試験棒に損傷が認められないこと。</p> <p>試験棒取り付け標準図</p>  <p>試験棒の寸法</p> <table border="1" data-bbox="638 537 1380 645"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>呼称 (mm)</th> <th>l (mm)</th> <th>L (mm)</th> <th>D (mm)</th> <th>r (mm)</th> <th>d (mm)</th> <th>適用管径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>75</td> <td>700~1,000</td> <td>1,000~1,300</td> <td>75</td> <td>1/2・D</td> <td>50~60</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>95</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>95</td> <td>1/2・D</td> <td>80+5</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>120</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>120</td> <td>1/2・D</td> <td>80+5</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table> <p>※D部分が5mm減ればすぐに付け替える。</p> 	種別	呼称 (mm)	l (mm)	L (mm)	D (mm)	r (mm)	d (mm)	適用管径 (mm)	1	75	700~1,000	1,000~1,300	75	1/2・D	50~60	80	2	95	1,000	1,300	95	1/2・D	80+5	100	3	120	1,000	1,300	120	1/2・D	80+5	125
	種別	呼称 (mm)	l (mm)	L (mm)	D (mm)	r (mm)	d (mm)	適用管径 (mm)																											
1	75	700~1,000	1,000~1,300	75	1/2・D	50~60	80																												
2	95	1,000	1,300	95	1/2・D	80+5	100																												
3	120	1,000	1,300	120	1/2・D	80+5	125																												
施工中	導通性	整備状況等により片側が閉穴する場合は、閉穴する前（埋戻し前）に試験をすること。																																	

なお、幹線部以外で上記により難しい場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。

工種	種別	試験項目・品質規格																							
電線共同溝工 管路工 (通信管路)	施工後	導通性	<p>①幹線部の管路材については、下図のマンドレルがスムーズに通過すること。</p> <p>通信管路導通試験器（マンドレル）の寸法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>曲げ半径(m)</th> <th>呼称(mm)</th> <th>D(mm)</th> <th>L(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2.5</td> <td>50</td> <td>43</td> <td rowspan="2">300</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 柵間が150mを超える場合はL=600を使用する。</p>  <p>②引込部の管路材については、下記のウエスが通過すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>ウエスの最小外周長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75mm</td> <td>23cm以上</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>13cm以上</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>8cm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウエスに関しては40cm間隔で2箇所取り付ける事</p>	曲げ半径(m)	呼称(mm)	D(mm)	L(mm)	2.5	50	43	300	75	73	10			300	管径	ウエスの最小外周長	75mm	23cm以上	50mm	13cm以上	25mm	8cm以上
			曲げ半径(m)	呼称(mm)	D(mm)	L(mm)																			
			2.5	50	43	300																			
75	73																								
10			300																						
管径	ウエスの最小外周長																								
75mm	23cm以上																								
50mm	13cm以上																								
25mm	8cm以上																								
施工中	導通性	整備状況等により片側が閉穴する場合は、閉穴する前（埋戻し前）に試験をすること。																							
施工後	水密性	気圧0.5Kgf/cm ² で3分放置して、圧力低下が0.02kgf/cm ² を越えないこと。																							

なお、水密性試験は、道路管理者を除く幹線部の管径 75mm とするが、それ以外については近畿地方整備局と協議するものとする。

(5) 工事中の安全確保（第 1 編 1-1-26）

ア 近接施工

配電線および送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力(株)事業所と事故防止対策について協議すること。

イ 現場環境改善費

現場環境改善費として実施する項目については、下表の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び、地域連携）に 1 内容ずつ（いずれか 1 費目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとする。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

現場環境改善の実施については、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め近畿地方整備局に提出するものとする。

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1.用水・電力等の供給設備、2.緑化・花壇、3.ライトアップ施設、 4.見学路及び椅子の設置、5.昇降設備の充実、6.環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1.現場事務所の快適化（女子更衣室の設置を含む）、2.労働者宿舎の快適化、 3.デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）、 2.盗難防止対策（警報器等）、3.避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表、 4.デザイン工事看板（各工事PR看板含む）、 5.見学会等の開催（イベント等の実施含む）、 6.見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営、 7.パンフレット・工法説明ビデオ、 8.地域対策費（地域行事等の経費を含む）、9.社会貢献

(6) 事故報告書（第1編 1-1-29）

事業者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに近畿地方整備局に通報するとともに、原則として下記 URL にアクセスし事故報告様式に入力し、近畿地方整備局が指示する期日までにホームページ上で提出しなければならない。

ホームページアドレス：<http://sas.hrr.mlit.go.jp/>

(7) 環境対策（第1編 1-1-30）

ア 排出ガス対策型建設機械

事業者は、本工事において、下表に示す建設機械について排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、事業者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、近畿地方整備局から請求があった場合は提示しなければならない。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜	ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5kw以上、260kw以下） を搭載した建設機械に限る ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

機、アースオーガ、オールケーシング掘機械、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	
--	--

イ 低騒音型の使用

本工事の施工にあたっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき指定された低騒音型建設機械の使用は考えていないが、現場条件により低騒音型建設機械を使用しなければならない場合は近畿地方整備局と協議するものとし、低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない）は必要書類を近畿地方整備局に提出するものとする。

ウ 公害対策

(ア)本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。

但し、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。公害等に関連すとみなされる工種と標準工法は、下記のとおりとする。

(イ)工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。

工 種	標 準 施 工 法	備 考
舗装版撤去工	バックホウ直接掘削 コンクリート圧砕機による破砕	舗装版破砕[電線共同溝] 舗装版破砕[機械積込]
構造物撤去工	バックホウ直接掘削 コンクリート圧砕機による破砕 コンクリート圧砕機による破砕	舗装版破砕[機械積込] 舗装版破砕[機械積込] コンクリート構造物取壊し
試掘調査	バックホウ直接掘削 コンクリート圧砕機による破砕	舗装版破砕[機械積込] 舗装版破砕[機械積込]

エ 特定調達品目調達実績集計

事業者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。

事業者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が発注年度以降に及ぶものは、近畿地方整備局の指示する日まで）に、電子データにより近畿地方整備局に提出するものとする。電子データ及び集計方法については、土木請負工事必携（<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/>）を参照すること。

(8) 交通安全管理 (第 1 編 1-1-32)

ア 安全施設類

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及所轄警察署と打合わせを行い実施するものとする。なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準(案)以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。

イ 保安施設

本工事で使用する保安施設については、「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとする。なお、保安施設標準様式図 7-⑦の“御通行中の皆様へ”の表示内容は以下を記入するものとする。

[表示内容]

この工事は、道路を保全し円滑な交通を確保するために、電線、管路など
※※※
公益物件を収容する共同溝を道路の地下に作っています。

注) ※印文字は赤色で記入する。

ウ 交通誘導警備員の有資格

(ア)本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号)に基づく交通誘導警備検定合格者(1 級又は 2 級)を規制箇所毎に 1 名以上配置するものとする。

ただし、同規則第 2 条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者(1 級又は 2 級)以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

(イ)事業者は、交通誘導警備検定合格証の写しを近畿地方整備局に提出するものとする。

(ウ)交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合わせの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	交通誘導警備員の編成	昼夜別	交替要員	交替要員の編成
片側交互通行	起終点 2名/日 出入口 2名/日 工事箇所2名/日	交通誘導警備員A 1名 交通誘導警備員B 5名	夜間	1名/日	交通誘導警備員A1名

エ 特殊車両通行許可制度の徹底

事業者は、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可の確認において、下記資料を近畿地方整備局に提出し、確認を得なければならない。

車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両について

- ① 施工計画書に一般的制限値を超える車両を記載。
- ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真(荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真)。なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は近畿地方整備局の承諾を得て省略できるものとする。

③ 通行許可証の写し。

④ 夜間通行が条件の場合は、車両通行記録計（タコグラフ）の写し。

オ 過積載による違法運行の防止について

事業者は過積載防止について、現場説明書の指導事項の項目を参考にその具体的内容を施工計画書に記載するものとする。

カ 道路における色覚バリアフリーについて

道路工事において工事用信号機を使用する場合、下記の規格に類するものを使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。

(ア)形態については、色彩だけでなく、灯火箇所の違いでも判断出来る二灯火式を使用するものとする。灯火の配列については、上が「赤」、下が「青」のものを使用するものとする。

(イ)赤信号及び青信号の灯火信号の色については、色覚障害者に配慮した交通信号灯器の仕様に準じた色度範囲を使用すること。又は色覚バリアフリーに配慮した灯火信号等を使用するものとする。なお、色覚障害者に配慮した色は、赤色が濃い赤を使用せず、「明るい朱赤」を使用し、青色については、「青みの強い緑色」とする。

(9) 施工時期及び施工時間の変更（第1編 1-1-36）

ア 施工時間

施工は、夜間とし、標準作業時は、22：00h～6：00h とするが、関係機関と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。

イ 時間的制約を受ける作業

本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとする。

なお、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種又は種別・細別	時間帯	期 間	適 用
全工種	作業開始：22時00分 作業終了：06時00分		<input type="checkbox"/> 時間的制約を受ける <input checked="" type="checkbox"/> 時間的制約を著しく受ける

(10) 適用（第1編 3-1）

ア コンクリート用スラグ細骨材

コンクリートに使用する細骨材に、コンクリート用スラグ細骨材（JIS A 5011）を使用する場合は、単位体積質量が設計質量を超えることにより、設計上不利にならないように、設計質量以下となるように配合（混合）すること。

イ 塩化物総量規制

コンクリート中の塩化物総量規制については、「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領、Iコンクリート中の塩化物総量規制」による他、次によるものとする。

ウ 現場配合のコンクリートについても、レディーミクストコンクリートと同様とする。

エ 容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されずまた測定結果に悪い影響を

及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後、表面の水分を取り除いたものを用いなければならない。

オ 測定記録

測定結果は所定様式（土木請負工事必携参照 http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html）により提出するものとする。また、測定値を後日確認できるように計器の表示部等を測定ごとにカラー写真撮影して近畿地方整備局に提出するものとする。

カ アルカリ骨材反応抑制対策

「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成 14 年 7 月 31 日）および「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」（国土交通省官房技術調査課長通達、平成 14 年 7 月 31 日）は土木請負工事必携（http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html）によるものとする。

キ コンクリート受入態勢

事業者は、コンクリートを練り混ぜてから打設完了までに要した時間が確認できる資料を整備、保管し、近畿地方整備局からの請求があった場合は提示しなければならない。

テストピースの強度試験は、原則、事業者において全数を立会し、強度確認をするものとする。

ただし、全試験実施数の 20%以上は公的機関等において実施するものとする。

(11) 工場の選定（第 1 編 3-3-2）

ア レディーミクストコンクリート

本工事に使用するレディーミクストコンクリートは、次の規格のものとし、スランプの許容範囲は±2.5cm とする。

記号	生コンクリート呼び強度	設計基準強度	スランプ	粗骨材の最大寸法	水セメント比(W/C)
18-8-40	18N/mm ²	18N/mm ²	8cm	40mm	60%以下

(12) 配合（第 1 編 3-3-3）

ア コンクリートの水・セメント比

本工事に使用するコンクリートの水・セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55% 以下、無筋コンクリートについては 60%以下とするものとする。

イ 超速硬コンクリート

電線共同溝工（管路防護工）に使用するコンクリート（超速硬）の規格は次のとおりとする。

工種	3H 圧縮強度	セメント	粗骨材の最大寸法
電線共同溝工（管路防護工、縁石工、排水構造物工、道路付属施設工）	24N/mm ²	超速硬セメント	20 mm

(13)適用 (第2編 1-1)

ア 再生資材の利用

本工事については、下記のとおり再生資材を使用するものとする。

ただし、再生材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、近畿地方整備局と協議のうえ新材とするものとする。

資 源 名	規 格	用 途	備 考
再生クラッシャーラン	RC-30	路 盤	
	RC-40	構造物の基礎 ・ 試掘調査の埋戻材	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路 盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基 層 ・ 中間層 ・ 表 層	
	密粒度アスコン	表 層	

なお、再生資材を使用する場合は、下記により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

(ア)上記再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合は品質等は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は、別表のとおりとする。

(イ)再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は、品質は、「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準 (案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。

(ウ)再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等の混入物を有害量含んではならない。

(別表)

工 種	種 別	必須項目	試 験 項 目	試 験 頻 度
アスファルト コンクリート 再生骨材	材 料	○	アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装再生便覧による
		○	旧アスファルト含有量	〃
		○	旧アスファルト針入度	〃
		○	骨材の微粒分量試験	〃
再 生 用 添 加 剤 (アスファルト系及び 石油潤滑油系)	材 料	○	動 粘 度	〃
		○	引 火 点	〃
		○	薄膜加熱後の粘度比	〃
		○	薄膜加熱質量変化率	〃
		○	密 度	〃
		○	組成分析	〃
再 生 アスファルト	材 料	○	針 入 度	〃
		○	軟 化 点	〃
		○	伸 度	〃
		○	トルエン可溶分	〃
		○	引 火 点	〃
		○	薄膜加熱質量変化率	〃
		○	薄膜加熱針入度残留率	〃
		○	蒸発後の針入度比	〃
○	密 度	〃		

(14) 工事材料の品質 (第2編 1-2)

ア 品質規格

以下の材料については、下表の品質規格を満足させなければならない。

材 料 名	品 質 規 格
電線共同溝用電力用管(幹線部)	管路材試験実施マニュアル(案)による
電線共同溝用通信用管(幹線部)	管路材試験実施マニュアル(案)による
埋設管路材(連系部等)	管路材試験実施マニュアル(案)による

ただし、上記性能において幹線部電力用管条数が9条以下はピカット軟化点温度は80℃品とし、10条以上は83℃品とする。

・ F A系管路 (共用 F A管、 F A管)

項 目	性 能	
形 状	通信管路材に適した形状であること。	
	外観・構造試験	品質、外観、形状、寸法及び表示について規定の項目を満足する。
強 度	車両等の重量、土圧等に対して長期に渡り所用の強度、機能が確保できること。	
	引張強度試験	23° Cにおける引張強度45MPa以上。(JIS K 6741による。)
	圧縮強度試験	規定の荷重を加えたとき、亀裂、その他有害な欠点が発生しないこと、また、外径のたわみ率が2.5%以下であること。(電線共同溝管路材試験実施マニュアル(案)による。)
	曲げ強度	規定の荷重を加えたとき、たわみ量が25mm以下であること。(電線共同溝管路材試験実施マニュアル(案)による。)
	へん平試験	23±2° Cで管のへん平量が外径の1/2になるまで圧縮し試験荷重除去時に試験片の内外面にヒビ、ワレ等を生じないこと。(JIS K 6741による。)
水密性	管内に土砂、水等が侵入ないこと。	
	気密性試験	管接合部に所定の気圧(-50KPa)を5分加えたとき漏れのないこと。
	耐圧性試験	2.5MPaの水圧を1分間加えたとき漏れのないこと。(JIS K 6741による。)
耐衝撃性	運搬、施工、道路工事等に受ける衝撃に対して所要の強度を有すること。	
	耐衝撃性試験	147Nの重錘を高さ50cmから落下させたとき、先端部が試験体を貫通したり、分離、亀裂を生じない。(電線共同溝管路材試験実施マニュアル(案)による。)
耐久性	長期にわたり劣化しないこと。	
	耐薬品性試験	酸、アルカリ等による浸せき試験の結果、試験後の質量変化量が±0.2mg/cm ² 以下であること。(JIS K 6741-1999による。)
	防水パッキンのゴムの強度、耐久性	JIS K 6353 水道用ゴムに規定するI類Aに適合すること。
耐震性、不当沈下	継手部は地震時のひずみ量(1/100)を吸収する構造とする。	
耐燃性	不燃性または自消性のある難燃性であること。	
	耐熱性試験	炎が自然に消えること。(JIS C 8430-1993による。)
耐熱性	土壌の温度の影響による温度変化によっても、所用の強度が確保できること。	
	ピカット軟化温度試験	85° C以上。(JIS K 6741による。)

イ 品質証明書等

事業者は工事に使用する材料のうち、下記の材料及び近畿地方整備局の指示した材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に近畿地方整備局に提出し、確認を受けなければならない。

確認材料	摘要
埋設管路材	材質と品質規格計算書・証明書、社内規定によるミルシートと表示、寸法及び外観検査
埋設管路とプレキャストボックスの継ぎ手材料	材質と品質規格証明書、社内規定によるミルシートと表示、寸法及び外観検査
プレキャストボックス	品質試験結果、寸法及び外観検査、設計計算書
蓋	材質と品質規格計算書・証明書、寸法及び外観検査、受枠と蓋のかみ合わせ状況

(15) ガードレール（路側用、分離帯用）（第2編 2-5-19）

ア ガードレール

本工事に使用するガードレールについては、塗装仕上げ（マンセル値 10YR2.0/1.0 程度）とする。

ただし、ガードレールに使用する支柱キャップの材質は、樹脂製とする。

また、キャップの色は支柱と合わせるものとする。

(16) 一般事項（第2編 2-6-1）

ア セメント及び混和材

無筋・鉄筋構造物（橋梁上部工を除く）で設計基準強度 $\sigma_{ck}=24\text{N/mm}^2$ 以下のもの及び場所打杭等の次に示すものは、高炉セメントB種を使用するものとする。なお、セメントコンクリート用骨材のアルカリシリカ反応性試験結果が無害の場合または抑制対策を行う場合は、品質に問題がないことを確認できる資料を事前に近畿地方整備局に提出し、確認を受けて普通ポルトランドセメントを使用することができる。

構造物名
縁石工、排水構造物工、道路付属施設工

(17) 一般瀝青材料（第2編 2-8-1）

ア アスファルト混合物事前審査制度

(ア)事業者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを近畿地方整備局に提出できるものとする。

この場合、「土木工事共通仕様書(案)」によらず、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計、試験練りを省略することができる。

(イ)事前審査制度認定書による場合の「品質管理基準」は以下のとおりとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準
ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	必 須	土木施工管理基準 「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出
		その他	土木施工管理基準 「品質管理基準」の全項目	
	プ ラ ン ト	必 須	配合試験	
			混合物のアスファルト量抽出 混合物の粒度分析試験 温度測定（混合物） 基準密度の決定	事前審査による認定書の提出

(注1) 近畿地方整備局の指示があった場合は、試験結果一覧表を提出するものとする。

(18) 工事完成図書の納品（第3編 1-1-9）

ア 道路管理関係台帳

本工事は、道路管理関係台帳の整備・作成の対象工事であり、事業者は、道路管理関係台帳の整備・作成を行うものとする。

イ 道路施設台帳

本工事は、道路施設台帳の作成の対象工事であり、事業者は、以下に基づき道路施設台帳を作成し、近畿地方整備局に提出するものとする。

(ア)道路施設台帳整備対象工種は以下の通りとする。

区分	台帳番号	台 帳 名	区分	台帳番号	台 帳 名
道 路 構 造	C 020	縦断勾配台帳	附 属 物 及 び 附 帯 施 設	E 060	道路情報板台帳
	C 030	平面線形台帳		E 070	交通遮断機台帳
	C 050	舗装台帳		E 080	I . T . V台帳
	C 060	道路交差点台帳		E 090	車両感知器台帳
	C 070	鉄道交差点台帳		E 100	車両諸元計測施設台帳
	C 080	歩道及び自転車歩行者道台帳		E 110	気象観測施設台帳
	C 090	独立専用自歩道台帳		E 120	災害予知装置台帳
	C 100	中央帯台帳		E 130	自動車駐車場台帳
	C 110	環境施設帯台帳		E 140	自転車駐車場台帳
構 造 物	D 010	橋梁台帳		E 150	雪崩防止施設台帳
	D 020	橋側歩道橋台帳		E 160	落石防止施設台帳
	D 030	横断歩道橋台帳		E 170	消雪パイプ台帳
	D 040	トンネル台帳		E 180	ロードヒーティング台帳
	D 050	洞門台帳		E 190	除雪ステーション台帳
	D 060	スノーシェッド台帳		E 200	防災備蓄倉庫台帳
	D 070	地下横断歩道台帳		E 210	共同溝台帳
	D 080	道路BOX台帳		E 220	C A B電線共同溝台帳
	D 090	横断BOX台帳		E 230	植栽台帳
	D 100	パイプカルバート台帳		E 240	遮音施設台帳
附 属 帯 物 施 及 設 び	D 120	擁壁台帳	E 250	遮光フェンス台帳	
	E 010	防護柵台帳	E 260	距離標台帳	
	E 020	道路照明台帳	E 270	流雪溝台帳	
	E 030	反射式視線誘導標台帳	E 320	路側放送台帳	
	E 040	自光式視線誘導標台帳	E 330	光ケーブル台帳	
	E 050	道路標識台帳	E 350	ビーコン台帳	

(イ)道路施設台帳の作成は、別に定める「道路施設台帳作成要領（案）」によるものとする。

(ウ)現道に係わる工事及び重要構造物等で道路管理データベースに登録済みの既往道路台帳がある場合は、近畿地方整備局の貸与を受けてこれを追加修正するものとする。

(エ)道路施設台帳に係わる提出物として、以下のものを近畿地方整備局に提出するものとする。なお、道路施設台帳の作成部数は2部とし、近畿地方整備局に提出しなければならない。

- ①道路施設台帳総括表
- ②道路施設台帳
- ③イメージデータ（現況写真及び一般図や平面図等の図面類）
- ④工事箇所図

(19) 区画線工（第3編 2-3-9）

ア 溶融式区画線

(ア)溶融式区画線の規格は下記のとおりとする。

項目 種別	幅 (mm)	厚 (mm)	品質	備考
境界線	150	1.5	ビーズ混入 15~18% 撒布 20 g/m	車道境界線
外側線	150	1.5	" 20 g/m	車道外側線
横断線等	150	1.5	" 20 g/m	ゼブラ
横断線等	450	1.5	" 60 g/m	ゼブラ
横断線等	450	1.5	" 60 g/m	横断歩道、停止線
矢印・文字	15cm 換算	1.5	" 20 g/m	

(イ)排水性舗装の区画線の規格は下記のとおりとするが、交差点部等による横断線・文字等については、溶融式を標準とする。

項目 種別	幅 (mm)	厚 (mm)	品質	備考
境界線	150	1.5	ビーズ撒布 30 g/m	車道境界線
外側線	150	1.5	ビーズ撒布 30 g/m	車道外側線
横断線等	150	1.5	ビーズ撒布 30 g/m	ゼブラ
横断線等	450	1.5	ビーズ撒布 90 g/m	ゼブラ
横断線等	450	1.5	ビーズ撒布 90 g/m	横断歩道、停止線
矢印・文字	15cm 換算	1.5	ビーズ撒布 30 g/m	

(ウ)溶融式区画線の「かし担保」期間は、18ヶ月とする。

但し、上記「かし担保」期間内でタイヤチェーン等に依る損傷が明らかな場合は、このかぎりではない。

イ ペイント区画線

(ア)ペイント式区画線の規格は下記のとおりとする。

名 称	品 質
塗 装	JIS-K-5665 2種とし、幅 15 cmの塗布量は0.06 l/mとする。
ガラスビーズ	JIS-R-3301 とし、塗布は 50g/m とする。

(イ)ペイント式区画線の「かし担保」期間は下記のとおりにする。

名 称	かし担保期間	備 考
外 側 線	18ヶ月	
車線中央線・車線境界線	10ヶ月	

(20) アスファルト舗装の材料 (第3編 2-6-3)

ア 粒度範囲

再生加熱アスファルト安定処理の骨材の粒度範囲は下記のとおりとする。

		範 囲
最 大 粒 径		25 (mm)
通 過 質 量 百 分 率 (%)	31.5	100
	26.5	95 ~ 100
	19	80 ~ 100
	13.2	55 ~ 85
	4.75	30 ~ 65
	2.36	20 ~ 50
	0.6	—
	0.3	10 ~ 30
	0.15	—
0.075	2 ~ 10	

(注)アスファルト事前審査で認定をうけている場合又は、上表の粒度分布を満足できることが確認できる資料を提出し、確認を受けた場合は20mmに変更することができる。

イ 再生用添加剤の品質

再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系又は、石油潤滑油系とする。

ウ 配合

本工事に使用する再生加熱アスファルト混合物の種類等は下表のとおりとする。

混合物の種類	骨材の最大粒径	再生アスファルト 針入度	標準 アスファルト量	突固め回数	
				国道車道部	左記以外
アスファルト安定処理	25mm	60 ~ 80	4.0	50	—
粗粒度アスファルト 混合物	20 "	"	4.8	75	50
密粒度 "	20 "	"	5.4	75	50

設計アスファルト量は、アスファルト共通範囲の中央値を目標とし、その値が標準アスファルト量の±0.3%以内を満足しない場合は、配合設計の見直し等を行うものとする。

エ プライムコート工

瀝青材料は石油アスファルト乳剤（PK-3）とし、使用量は $1\text{l}/\text{m}^2 \sim 2\text{l}/\text{m}^2$ とする。

オ タックコート工

瀝青材料は石油アスファルト乳剤（PK-4）とし、使用量は $0.3\text{l}/\text{m}^2 \sim 0.6\text{l}/\text{m}^2$ とする。

(21) 材料（第10編 2-4-2）

ア 透水性舗装

透水性舗装の路盤工に使用する路盤材料は、5～13mm 粒度の通過質量が全質量に対し、50%未満の材料を使用するものとする。

イ フィルター層の材料

フィルター層の材料（砂）の品質は、下記のとおりとする。

項目	規格
0.075mmふるい通過量	6%以下

ウ 路盤材料

路盤材料（クラッシャーラン）の品質は下記のとおりとする。

・路盤材の材料規格

材料名	項目	規格値
再生クラッシャーラン	P1	6以下
	修正CBR (%)	20以上 [30以上]

・再生クラッシャーランの粒度範囲

フルイ目	呼び名	クラッシャーランの粒度範囲 (RC-30)
通過百分率%	37.5 mm	100
	31.5 mm	95～100
	19.0 mm	55～85
	4.75mm	15～45
	2.36mm	5～30

(ア)再生資材を使用する場合は、下記の規格のとおりとする。

再生クラッシャーランに用いる粗骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。

(イ)再生資材を使用する場合は、下記により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

- a 再生クラッシャーランを路盤材または舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は別表のとおりとする。
- b 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等混入物を有害量含んではならない。

エ 歩道透水性アスファルト混合物

透水性アスファルト混合物の粒度範囲及び混合物性状は下表を標準とする。

・標準的粒度範囲

混合物の種類	歩道透水性アスファルト混合物 (13)	
最大粒径	13 mm	
通貨百分率%	19 mm	100
	13.2 mm	95～100
	4.75 mm	20～36
	2.36 mm	12～25
	0.6 mm	—
	0.3 mm	5～13
	0.15 mm	—
	0.075 mm	3～6
アスファルト量%	3.5～5.5	

・混合物性状

項目	基準値
安定度 (kN)	3.0以上
フロー値 (1/100cm)	20～40
空隙率 (%)	12以上
透水係数 (cm/sec)	1×10^{-2} 以上
密度	2.05以上
突固め回数	50回

(22) 排水性舗装工（第10編 2-4-7）

ア 配合

ポーラアスファルト混合物の種類は下記の通りとする。

混合物の種類	ポーラアスファルト混合物
骨材の最大寸法	13 mm
バインダーの標準量	5.0±0.3%
植物性繊維の標準量	0.1%（外割）
突き固め回数	50 回
動的安定度	一般部 4,000 回/mm以上 交差点部 5,000 回/mm以上

なお、ポーラアスファルト混合物の配合設計は、試し突きにより定めた骨材配合の混合物のダレ試験から最適アスファルト量を決定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験およびホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料で良好な結果を得ている過去の配合を利用する場合には、配合設計を省略することができる。

イ バインダー量

ポーラアスファルトコンクリートの設計バインダー量については、配合試験を実施し、空隙率、マーシャル安定度試験、透水性試験およびホイールトラッキング試験から目標値を満足しかつダレ防止を考慮して設定する。

ウ 繊維質補強材

ポーラアスファルトコンクリートのバインダーのダレ防止として植物性繊維を混合物重量に対し 0.1%を標準添加量とする。

植物性繊維の性状は下記の通りとする。

項目	一般性状
α-セルロース含有量 (%)	75±5
pH	7.5. ±1
かさ密度 (g/l)	30±5

なお、交差点部等で耐久性向上を目的に繊維等を混合する場合は、上表によらないことができる。

なお、使用にあたっては、品質に問題ないことを確認した後に使用するものとする。

エ タックコート工

瀝青材料はタックコート用ゴム入りアスファルト乳剤とし、使用量は 0.4～0.6ℓ/m²とする。

(23) 改質アスファルト舗装工 (第 10 編 2-4)

ア 配合

(ア)改質アスファルト混合物の種類等は下表のとおりとする。

混合物の種類	改質密粒度アスファルト混合物
骨材最大寸法	20mm
アスファルト種類	ポリマー改質アスファルトII型
標準アスファルト量	4.8%
突固め回数	75回
空隙率	3～7
飽和度	65～85
安定度	4.9kN以上
フロー値	20～40

(イ)合成粒度は粒度範囲の中央値を目標とするが、75 μ m通過量は、中央値以下(0～2%)に抑える。

(ウ)細骨材はダスト(75 μ m通過)の少ないものを用いるように努め、合成粒度の設定において75 μ m通過量のうち、石粉を除くダスト分の割合を30%以下にする。

(エ)設計アスファルト量は、アスファルト量共通範囲の中央値を目標とする。

(オ)アスファルト量の共通範囲の中央値が、標準アスファルト量の $\pm 0.3\%$ 以内を満足しない場合は配合設計の見直し等を行う。

イ ホイールトラッキング試験

最適アスファルト量でホイールトラッキング試験を行い、目標値に達しない場合は配合設計の見直し等を行う。動的安定度の目標値は、下表のとおりとする。

(単位：回/mm)

交通区分	N7 交通
適用箇所	中間層
一般部	3,000以上
交差点部	3,000以上

(24) 一般事項 (第 10 編 2-8-1)

ア 防護柵設置工における出来形確保対策

(ア)事業者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に近畿地方整備局と協議しなければならない。

(イ)事業者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して近畿地方整備局と協議しなければならない。

(ウ)事業者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

- a 防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)」(以下「測定要領(案)」という。)の適用範囲外の場合
- b 事業者が測定機器を調達できない場合
- c 測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合
- d 非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合

-
- e その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合
- (エ)非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領（案）に従い行う。
- (オ)ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。
- a 支柱建て込み前の根入れ長測定状況
 - b 支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了まで連続撮影
 - c なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書（別紙1）とともに近畿地方整備局へ提出する。
- (カ)これらに定められていない場合は、近畿地方整備局と協議する。
- (キ)防護柵設置工の非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は近畿地方整備局と協議とする。

(25) 一般事項（第10編 12-4-1）

ア 埋戻し

- (ア)埋め戻し土は、構造物への影響がなく、圧縮性、充填性、透排水性、施工性等の性能や、所要の力学性能が得られるものでなければならない。なお、低品質な土質のものについては、土質改良、粒度調整、水切りや天日乾燥、流動化処理工法等を行って、所要の品質を満足するような土質に改善することを検討するものとし、近畿地方整備局と協議を行うものとする。
- (イ)狭隘部で機械施工が困難な場所での土砂は、水締めが可能な、砂、砂質土又は相当品とする。電線共同溝管路周辺は管路一段敷設ごとに埋め戻しを行うものとし、突き棒等で入念に突き固める。
- (ウ)路床に用いる土は所定の CBR 値を満足させなければならない。
- (エ)施工後にひび割れや、陥没・空洞が生じないように、十分に転圧や締固めを行わなければならない。
- (オ)関係法規の定めを超えて有害物を含む発生土砂及び購入土砂等は原則として利用しない。
- (カ)第1種から第3種までの良質土については、安易に埋め立て処分を行うことのないよう、利用方法を十分に検討し有効利用を図るものとする。
- (キ)掘削土に水締め可能な土砂が発生した場合は、「電線共同溝埋戻し 管路周辺・特殊部の中埋砂」への利用を検討するものとする。

(26) 管路工（管路部）（第10編 12-5-2）

ア 管路敷設

- (ア)管の敷設は、規定された土被り、占用位置および敷設間隔などに基づいて、ケーブルの引き込み・抜き取りに支障とならないよう確実に実施する。
- (イ)配管は原則として一方向から順次行うものとする。
- (ウ)管は製品表示面を上面にし、表示内容が確認できるようにする。
- (エ)管の接続を休止する場合は、管端から異物、水等が入らないよう防砂栓等の処置を施す。

- (オ)管は規定の標線位置まで、確実に挿入しなくてはならない。
- (カ)管は敷設現場の状況に応じて、必要な長さを切管して使用することとなるが、その際、切管した端面は、ケーブル入線時にケーブルを傷つけないよう内外面とも面取り等の処置を施す。
- (キ)プレキャストボックスとの接続に使用する継手管は、ケーブル入線施工に支障とならないよう施工しなければならない。
- (ク)管の接続後、接続部に載ったり、過大な荷重を加えてはならない。
- (ケ)配管は次表の曲線半径を標準とする。ただし最小曲線半径が確保できない場合は、参画企業者と調整した上で管路の曲線半径を定めるものとする。

	事業者	最小曲半径	摘 要
幹線部	電力	5.0m	立上部は除く
	通信	2.5m	立上部は除く

イ 管枕

管枕は、幹線部直管 1 本につき 2 箇所、曲管 1 本につき 1 箇所設置するものとする。

ウ 埋設標識シート

埋設標識シートの敷設範囲は、管路の全幅以上とし、幅 150mm・300mm・400mm・600mm を組み合わせて敷設するものとする。

また、敷設位置は、管上 20cm を標準とするが、管路の土被りとの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、10cm まで縮小できるものとする。さらに管天端が舗装下端に等しい場合は、舗装下端に敷設する。

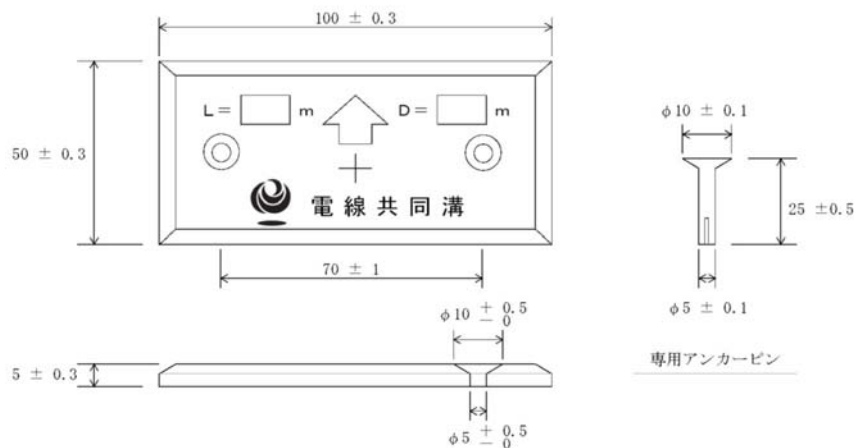
エ 呼び線

管路の導通性試験後に呼び線を入線し、柵内部の呼び線に行先表示の明示をすること。

オ 埋設プレート

埋設プレートの設置位置は電線共同溝の平面および縦断線形の変化点等に充分留意するものとし、位置決定にあたっては近畿地方整備局と協議するものとする。

なお、設置箇所については、舗装面の修繕工事等で支障となる箇所への設置は避けるものとし、縁石の天端等へ控えて設置し、控え距離 (L) および土被り (D) を設置箇所毎の実測値を明記すること。



(27) プレキャストボックス工（特殊部）（第 10 編 12-5-3）

ア 据付

プレキャストボックスは水平に据え付けるものとし、歩道勾配との調整は、蓋版にて行うものとする。

イ 無収縮モルタル

車道部鉄蓋は設置後車両の通行を確保するため、調整用超早強無収縮モルタル（セメント系プレミックス製品）を用いるものとする。

項 目		規格値
J14ルート流下時間（秒）		8±2
圧縮強度	3時間	15N/mm ²
	28日	30N/mm ²
水セメント比		34～35%

なお、管路施工の際は、電線管理者と十分協議の上、調整するものとする。

(28) 週休 2 日対象工事

ア 本工事は、「週休 2 日」を促進する対象工事である。（週休 2 日相当は、現場閉所とする）

イ 事業者は、週休 2 日相当の取得計画が判る計画工程表等を施工計画書に記載するものとする。

ウ 週休 2 日相当の対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間（12/29～1/3）、夏季休暇 3 日間（8/14～8/16）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、近畿地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（事業者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

エ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(29) その他特記事項

ア 管路材について

管路部に使用する管路材は、「電線共同溝管路材試験実施マニュアル（案）」（財団法人道路保全技術センター）または、これらと同等以上の性能を有し、かつ継ぎ手部を含め電線の敷設、防護等に必要な所性能を有するものとする。

イ 浅層埋設区間について

電線共同溝管路部において所定の埋設深さが確保できない箇所については、管路防護を行い施工するものとする。

ウ 道路照明

（ア）道路照明

道路照明灯の施工については、現在 LED 道路照明灯を計上している。仕様については近畿地方整備局と協議するものとし照度計算等の設計を行い、当初と仕様が変更になった場合は近畿地方整備局と協議するものとする。

LED 道路照明灯具の性能等の確認は、次の各号のとおり行うものとし、その確認結果については整理した上で近畿地方整備局へ提出するものとする。

a LED 道路照明灯具等の仕様に関する確認

LED 道路照明灯具等については、使用する器材が、要求水準書及びガイドラインに規定された品質基準を満足していることを、書面により確認を行うものとし、疑義がある場合は近畿地方整備局と協議するものとする。なお、主な確認項目は、ガイドラインのとおりとする。

b 工事材料の品質及び検査等

LED 道路照明灯具等については、近畿地方整備局の検査を受け合格したものを使用しなければならない。

c 設置完了時の性能に関する確認

LED 道路照明の性能については、「道路照明施設設置基準・同解説」8-2 性能の確認により実施するものとし、現地の状況から測定が困難と判断される場合についても、部分的な測定により、出来る限り性能を確認することとする。なお、性能についての主な確認項目は、ガイドラインのとおりとする。

(イ)道路用照明器具

- a 道路照明器材の製作にあたっては、「道路・トンネル照明器材仕様書 [(社) 建設電気技術協会平成 27 年版]」、ガイドラインによるものとする。
- b 器材の配置は、近畿地方整備局と協議するものとする。なお、詳細については、施工図等の提出により近畿地方整備局の承諾を得るものとする。

(ウ)提出書類

事業者は、次に掲げる図書を各図書に定める期日までに近畿地方整備局に提出するものとする。

a 承諾を必要とする図書

- ①器材の仕様に関する図書 1 部 契約締結後
- ②特記仕様書及び図面の設計条件に基づく照明設計資料 1 部 契約締結後
- ・光度値（水平角0～360°、鉛直角0～90°の光度値を1°又は5°刻みに記入した表）
 - ・光度値から各項目の計算式及び計算結果。
 - ・輝度分布図
 - ・照度分布図
 - ・定格光束
 - ・LED道路照明灯具の照明率表（0.01刻み。光度値表から灯具前面（車道側）3W/H～灯具背面（歩道側）2W/H間の照明率データ）
 - ・照明灯設置図
- ③施工図 1 部施工実施日以上前
- b 承諾を必要としない図書
- ①完成図書（完成写真含む）
- ②その他発注者の必要とする図書別途指示

(エ)工事範囲

工事の範囲は次のとおりとする。

- a LED 道路照明灯具の据付調整。
-

-
- b aに伴う設備間の配線工事及び試験。
 - c 要求水準書に明示なき事項であっても、工事上当然必要とする事項は、要求水準書に含まれるものとする。

3. 工事監理業務

事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報）を近畿地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、近畿地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出開始時期は、近畿地方整備局との協議により決定する。事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

4. 工事業務に係る調整業務

事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について近畿地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施する。各業務の実施内容、関係機関協議、要求水準については、設計業務に係る調整業務に準じるものとする。

(1) 業務計画

事業者は、調整業務（工事段階）実施にあたり、次の(2)から(4)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、近畿地方整備局へ提出する。

(2) 工事期間における規制箇所等調整

工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着工前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、工事着工後に、必要に応じて、占用調整会議を行うこととする。

(3) 隣接家屋・店舗等との出入口調整

隣接家屋・店舗等との出入口については、道路管理者との協議に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。

(4) 地元に対する工事説明会

事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については、第2章4.(2)に準じるものとする。

5. 本施設の所有権移転業務

事業者は、近畿地方整備局による完成検査後、国に対して本施設の所有権を移転すること。

第4章 維持管理業務

1. 基本事項

(1) 一般事項

事業者は、維持管理対象施設を対象とし、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、維持管理対象施設の性能及び機能を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の内容の維持管理業務を実施すること。

事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「近畿地方建設局電線共同溝管理規程」（資料5）、「近畿地方建設局電線共同溝保安細則」（資料6）、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案） Ver.2（近畿地方整備局）」及び「電線共同溝管理台帳（作成例）」（資料7）にも準拠すること。

- ア 点検・補修業務
- イ 台帳作成・管理業務
- ウ 維持管理業務に係る調整業務

(2) 業務期間

維持管理業務の期間は、事業者が国に電線共同溝を引渡した日（令和9年3月末）より、令和25年3月末日までとする。

(3) 業務実施体制

ア 業務実施の体制

事業者は、上記(1)の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理責任者を設置し、近畿地方整備局に通知すること。

また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を近畿地方整備局と協議のうえ確立すること。

イ 業務従事者の要件等

事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。

(4) 提出書類

事業者は、業務提供期間中、業務計画に基づき維持管理業務の実施に際し、以下の書類を作成し、近畿地方整備局に提出し、確認を受けること。様式・内容・提出日等はあらかじめ近畿地方整備局と協議して定めること。

ア 業務計画書

事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、提出すること。事業者は、提案書に記載した内容について、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。

また、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出すること。

(ア)業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合

(イ)近畿地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

表-3 業務計画書と提出時期

提出時期	業務計画書	
維持管理業務開始予定日の前日まで	業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務担当者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時・災害時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項
当該事業年度が開始する日の1ヶ月前まで	年間業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・上記項目における当該年度実施分

イ 業務報告書

事業者は、業務ごとの実施状況について下表に示す業務報告書を作成し、近畿地方整備局へ提出し、確認を受けること。

表-4 業務報告書等と提出時期

提出時期	業務報告書	
		添付すべき資料
業務開始後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・管理台帳の作成及び修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝管理台帳の作成 ・敷地調査図の修正
実施後速やかに提出	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・補修記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検記録表 ・補修結果記録
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務手続き記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・占有者の台帳閲覧申請記録 ・電線共同溝の入溝記録
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関協議結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ記録簿 ・苦情等及びその対応結果 ・その他、必要な資料
年報（各事業年度終了後10日以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・管理台帳の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝管理台帳の修正 ※修正がない年度は提出不要

※ただし、最終事業年度の最終月は除く。

ウ その他の業務報告

事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに近畿地方整備局に報告すること。また、近畿地方整備局から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応すること。

(5) 業務の実施

事業者は、業務の実施に際して次のことに対応すること。

ア 苦情等への対応

事業者は、市民や占有業者等からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する

場合は速やかに近畿地方整備局に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を近畿地方整備局に報告すること。なお、緊急を要さない場合は、近畿地方整備局と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合、速やかに近畿地方整備局に報告し、対応について協議すること。

イ 想定外の事態への対応

事業者は、想定外の事態の発生、または発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応すること。

ウ 災害時・非常時の対応

火災等の緊急事態が発生した場合は、事業者は、直ちに非常時の指示命令系統及び連絡体制に従い連絡・通報すること。また、現場に急行し、業務従事者の安全が確保できる範囲で応急措置を行うこと。

エ 危険物・火気の取扱

事業者は、業務実施等の際し、原則として火気等は使用してはならない。火気を使用する場合は、事前に近畿地方整備局の承諾を得ること。

(6) 維持管理関連貸与図面等

事業者は、図面・資料等を、維持管理期間中、近畿地方整備局より借り受け、善良な管理者の注意をもって管理すること。

(7) 打合せ

維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

ア 業務計画書作成時

初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。

イ 業務報告書提出時

ウ 抜柱、入線等の調整のための協議時（実施時期は適宜）

2. 点検・補修業務

(1) 一般事項

点検・補修業務は、維持管理対象施設の性能を満足することを目的に、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検と必要な補修を行うものとする。

点検・補修の結果等により、上記の目的を達成できないおそれがある場合は、必要な対応を実施すること。

なお、補修及び対応に関する費用負担については近畿地方整備局と協議すること。

(2) 要求水準

ア 事業者は、イ及びウの点検を実施し、補修が必要と判断した場合には、近畿地方整備局と協議の上補修を行い、所要の性能を発揮できる状態を維持するよう努めること。

-
- イ 「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル(案) Ver.2(近畿地方整備局)」に基づき点検を実施すること。なお、日常点検(道路巡回時等)については、徒歩による目視点検を年1回は行うこと。
 - ウ 特殊部については、5年に1回内部を点検すること。
 - エ 事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。

(3) 特記事項

ア 点検

近畿地方整備局が道路巡回時に異常を発見した場合は、近畿地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、近畿地方整備局と協議の上補修を行うこと。

イ 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応

災害等が発生した場合、または不測の事態が発生した場合、事業者は、安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに近畿地方整備局に報告すること。

ウ 応急措置

点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずること。

3. 台帳作成・管理業務

事業者は、電線共同溝の管理台帳を作成するとともに、必要に応じて修正すること。

また、近畿地方整備局が作成済みの敷地調査図について、修正を行うこととする。なお、これらの修正に伴う費用については、近畿地方整備局と協議して決定する。

(1) 一般事項

台帳作成・管理業務は、維持管理対象施設に係る管理台帳を作成するとともに、適宜更新作業を行うことを目的に行うものとする。

(2) 要求水準

事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、土木設計業務等共通仕様書及び「電線共同溝管理台帳(作成例)」等に基づき、国道8号東沼波「電線共同溝」施設について、電線共同溝管理台帳の作成を行うこと。

(3) 特記事項

ア 管理台帳の作成

事業者は、以下の資料を作成すること。

- (ア) 位置図 (1/25,000程度)
- (イ) 平面図 (全企業者及び個別企業者毎に作成)
- (ウ) 樹詳細図
- (エ) 管路内訳
- (オ) 鍵管理表

イ 管理台帳の更新

事業者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとする場合、及

び新たに占有者が加入する等、収容物件に変更が生ずる場合は、計画時より占有予定の占有業者等と協議し、台帳を更新すること。

また、事業者は、占有業者等が自己に起因する台帳の内容変更を届け出た場合、及び占有業者等から台帳の閲覧を申請された場合も、これに対応すること。

4. 維持管理業務に係る調整業務

(1) 一般事項

本業務は、占有業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。

(2) 業務計画

事業者は、調整業務（維持管理段階）実施について、業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、近畿地方整備局へ提出する。

(3) 要求水準

ア 協議・調整

事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等に係る調整、管路利用の管理に際して、占有業者等と必要な協議・調整を行うこと。

事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、占有業者等との各種会議を活用しつつ進捗管理を行うこと。また、抜柱・入線についての進捗状況について、適宜近畿地方整備局に報告を行うこと。

事業者が行う管路利用の管理とは、占有業者等の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。

なお、維持管理業務に係る調整業務については、事業の効率化を図るため、工事業務に係る調整業務で実施してもよい。

イ 業務の範囲

工事完了後に行う入線及び抜柱に関する業務範囲を下表に示す。事業者は、設計した連系設備整備、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、占有業者等及び関係機関と実施工程の調整及び管理を行い、各年度の上半期中に翌年度の実施箇所や実施時期を近畿地方整備局と調整すること。申請許可等の手続き及び実施に関する業務は近畿地方整備局と占有業者等で直接行う。

表-5 入線及び抜柱に関する業務範囲一覧表

担当	協議・調整	申請・受理	承認	実施	連絡・報告
近畿地方整備局	—	○：受理	○	—	—
事業者	○	—	—	—	○：報告
占有業者等	○	○：申請	—	○	—

ウ 連絡・報告

事業者は、占用業者等及び関係機関と必要な協議・調整を行った際は、近畿地方整備局に連絡・報告を行うこと。

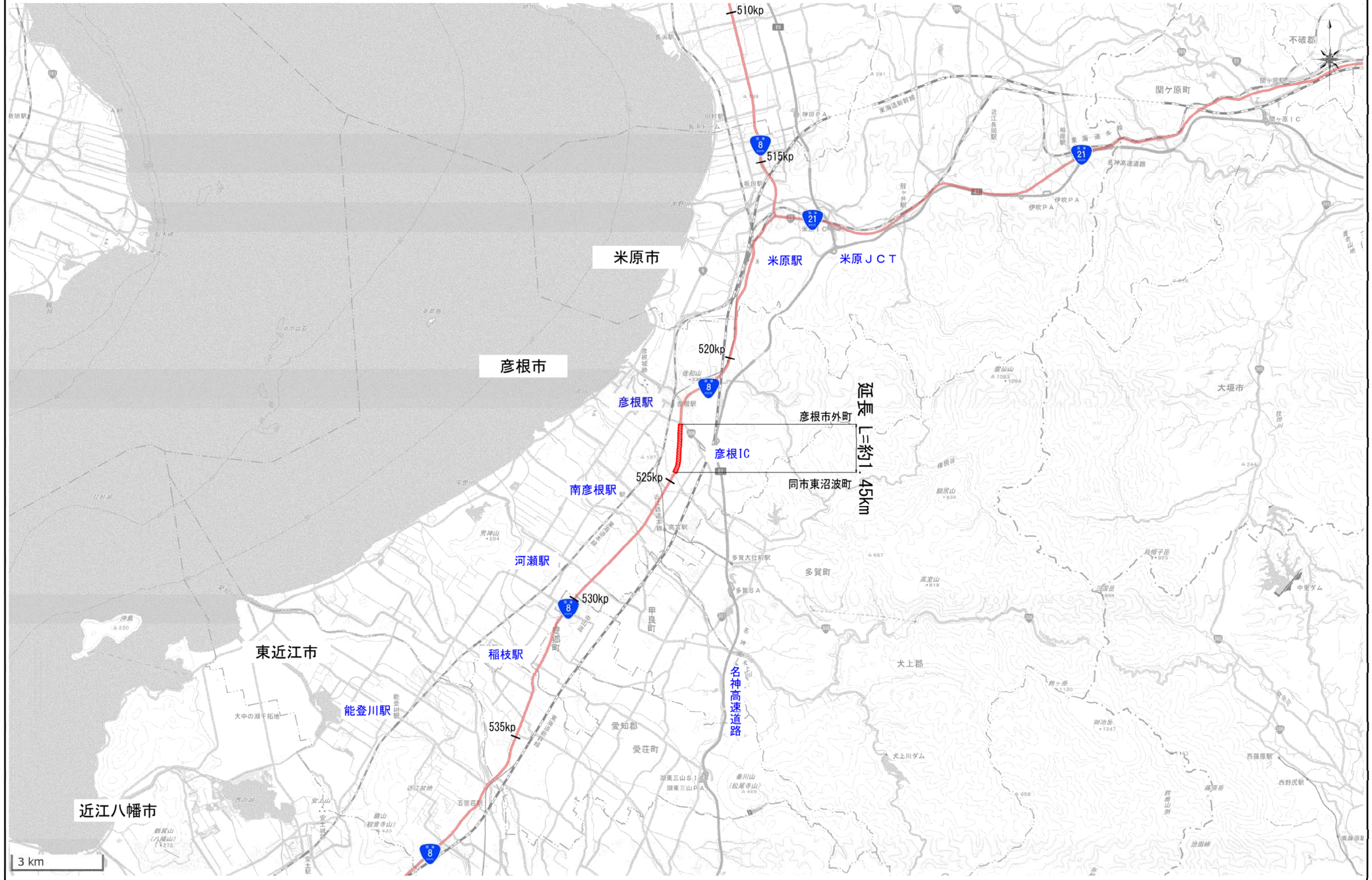
資料 1 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

- ア 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- イ 「本事業」とは、「事業契約書等」及び「PFI 法」に基づいて実施する「国道 8 号東沼波電線共同溝 PFI 事業」をいう。
- ウ 「事業者」とは、特定事業を実施する民間事業者をいう。
- エ 「本施設」とは、本契約に基づいて「事業者」が「各業務」を実施する、電線共同溝及び道路・道路附属物をいう。
- オ 「要求水準」とは、「近畿地方整備局」が「本事業」の実施にあたり、「事業者」に履行を求める水準をいう。なお、「事業計画書」に記載された提案内容が「要求水準書」に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- カ 「各業務」とは、「設計業務」、「工事業務」及び「維持管理業務」をいう。
- キ 「事業期間」とは、本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和 25 年 3 月 31 日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- ク 「事業年度」とは、「事業期間」中の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間とし、初年度については、事業契約の締結日から最初に到来する 3 月 31 日までとする。
- ケ 「設計業務」とは、「本施設」の設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」に記載のある設計業務によるものとする。
- コ 「設計図書」とは、「要求水準書」に基づき、「事業者」が作成する詳細設計図書その他「本施設」の設計に係る一切の書類をいう。
- サ 「整備」とは、電線共同溝等の設計及び工事を合わせたものをいう。
- シ 「工事監理業務」とは、「本施設」の建設工事に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- ス 「工事監理業務報告書」とは、「工事監理業務」に関する報告書をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- セ 「施工計画」とは、「本施設」の施工に関する計画をいい、その内容の詳細は「要求水準書」によるものとする。
- ソ 「維持管理業務」とは、「電線共同溝」の性能及び機能を適正に維持管理するための業務をいい、その業務内容の詳細については「要求水準書」によるものとする。
- タ 「調整業務」とは、「設計業務」、「工事業務」及び「維持管理業務」の「各業務」において、関係機関や地元住民、利害関係者との調整を行うための業務をいう。
- チ 「補修」とは、「電線共同溝施設」の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状、又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- ツ 「点検」とは、「電線共同溝施設」の機能の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常、又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を講じることの判断を含む。

-
- テ 「貸与図面等」とは、「近畿地方整備局」が「事業者」に貸与する「電線共同溝施設」の管理に係る図面及び資料をいう。
- ト 「交通管理者」とは、交通規制標識・信号機等の道路利用者の通行管理を行う者（警察）をいう。
- ナ 「占有業者等」とは、本施設を占有利用する目的を持つ、電力・通信等の各電線を所有・運用する者をいう。
- ニ 「法令等」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- ヌ 「法令等の変更等」とは、本契約の締結時点における既存の「法令等」の変更若しくは廃止又は新たな「法令等」の新設をいう。
- ネ 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、「近畿地方整備局」又は「事業者」のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、「法令等の変更等」は、「不可抗力」に含まれない。

資料2 事業対象位置図

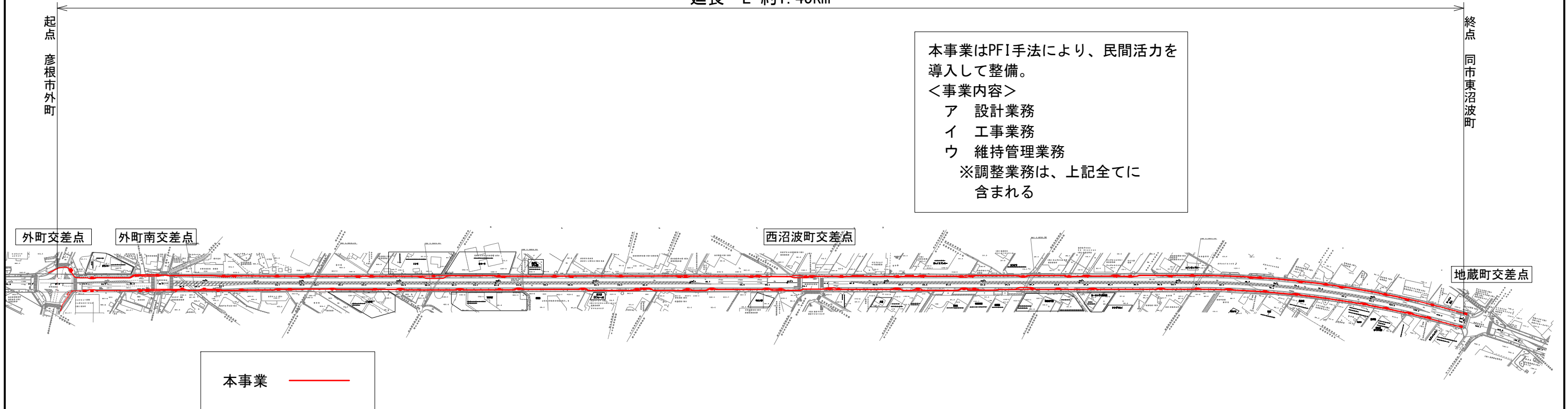
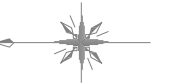


■ 平面図

至 米原

至 近江八幡

延長 L=約1.45km

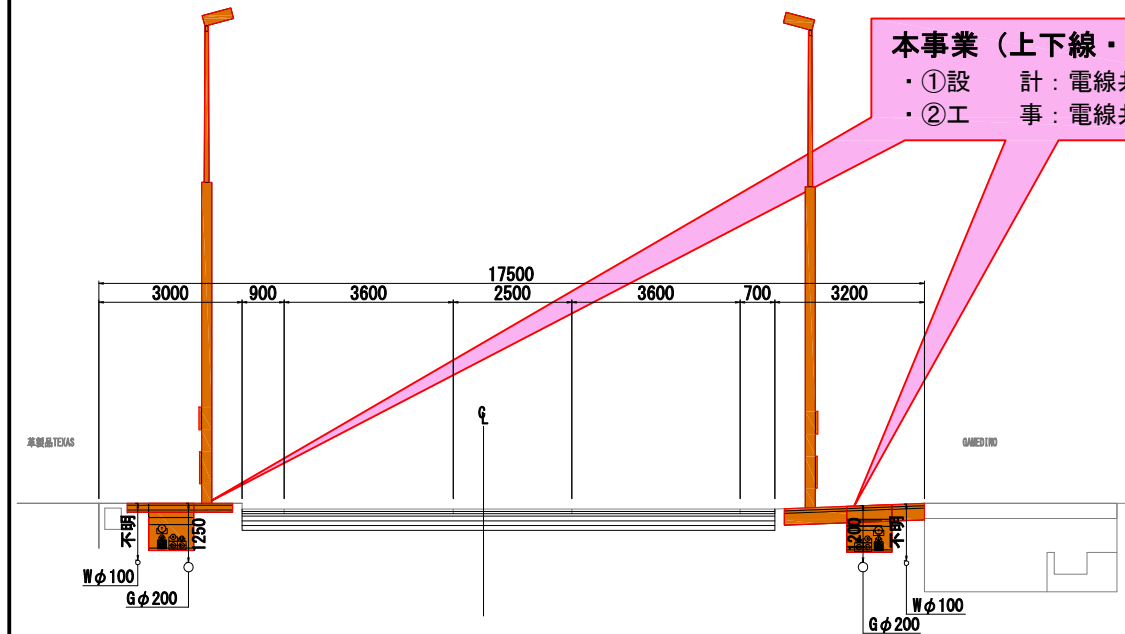


本事業はPFI手法により、民間活力を導入して整備。
 <事業内容>
 ア 設計業務
 イ 工事業務
 ウ 維持管理業務
 ※調整業務は、上記全てに含まれる

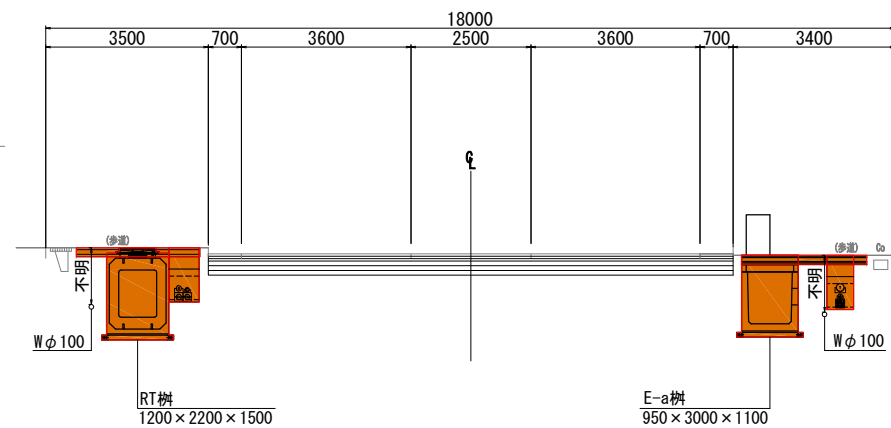
本事業 ———

■ 標準断面図
 (管路部)

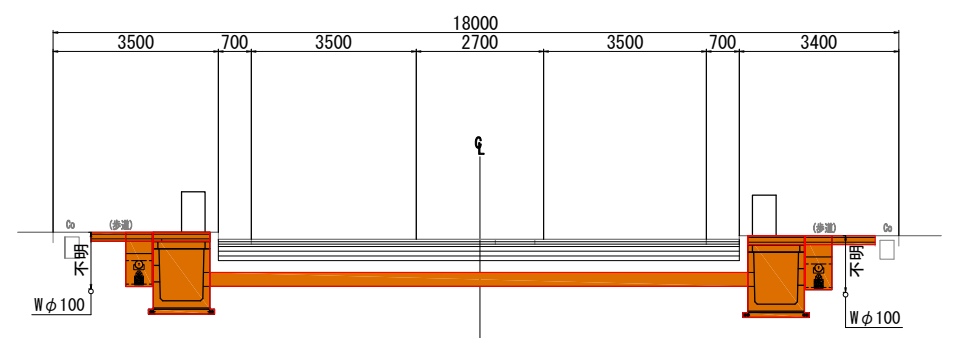
本事業（上下線・横断部）
 ・①設計：電線共同溝、道路、道路附属物
 ・②工事：電線共同溝、道路、道路附属物



■ 標準断面図
 (特殊部)



■ 標準断面図
 (横断部)

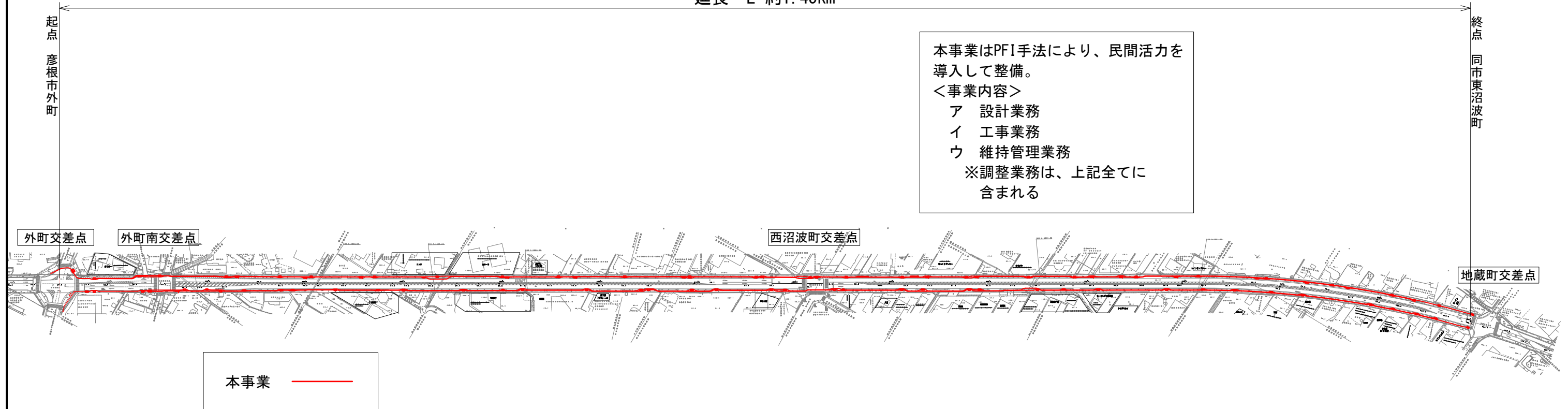
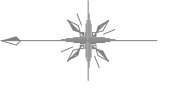


■ 平面図

至 米原

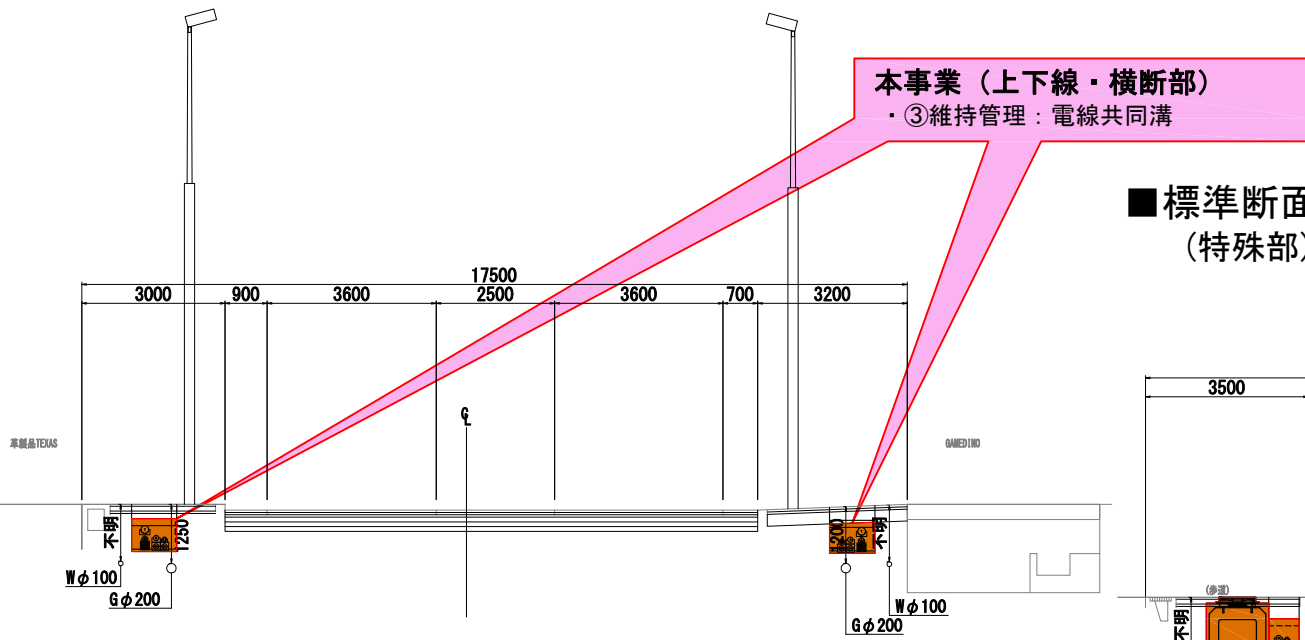
至 近江八幡

延長 L=約1.45km

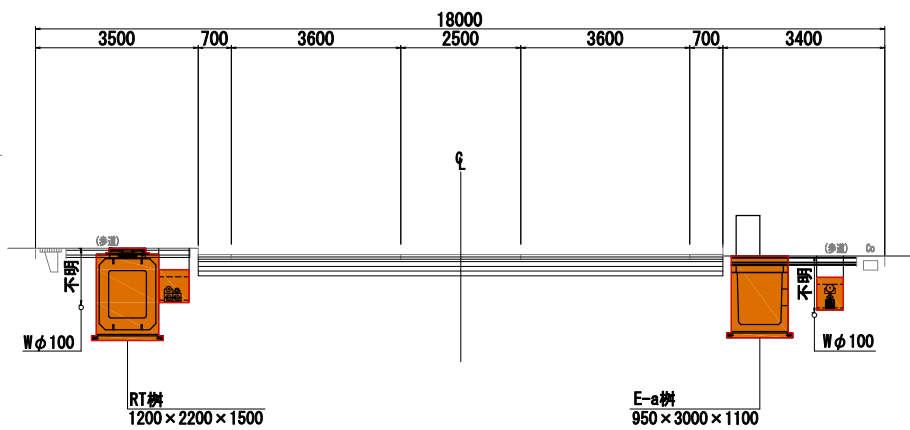


本事業はPFI手法により、民間活力を導入して整備。
 <事業内容>
 ア 設計業務
 イ 工事業務
 ウ 維持管理業務
 ※調整業務は、上記全てに含まれる

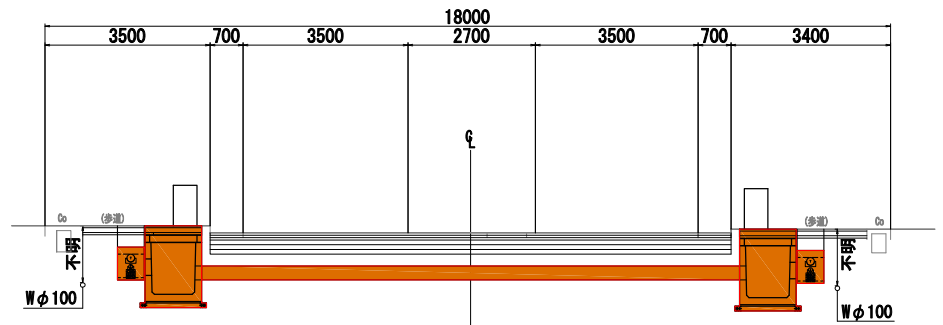
■ 標準断面図 (管路部)



■ 標準断面図 (特殊部)



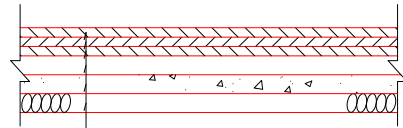
■ 標準断面図 (横断部)



舗装工

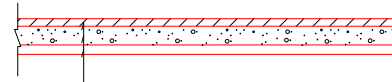
仮舗装工

車道部



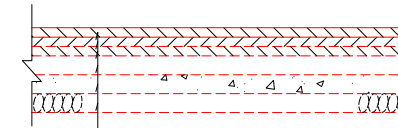
表層：排水性アスコン（ポーラス）(13)	t=50
※中間層：改質密粒度アスコン(20)	t=50
※基層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
※上層路盤：再生瀝青安定処理(25)	t=100
※上層路盤：粒度調整碎石(M-30)	t=100
※下層路盤：再生クラッシャーラン(RC-30)	t=100
※は仮舗装で施工する	

歩道一般部



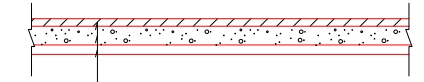
表層：開粒度アスコン(13)	t=40
※路盤：再生クラッシャーラン(RC-30)	t=100
※フィルター層：敷砂	t=50
※は仮舗装で施工する	

車道部



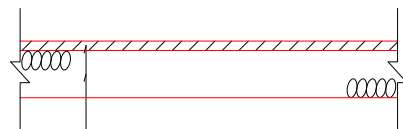
仮舗装：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
※中間層：改質密粒度アスコン(20)	t=50
※基層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
※上層路盤：再生瀝青安定処理(25)	t=100
※上層路盤：粒度調整碎石(M-30)	t=100
※下層路盤：再生クラッシャーラン(RC-30)	t=100
※は本舗装とする	

歩道一般部



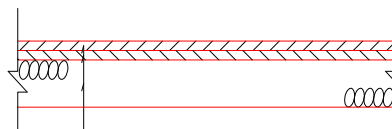
表層：再生密粒度アスコン(20)	t=40
※路盤：再生クラッシャーラン(RC-30)	t=100
※フィルター層：敷砂	t=50
※は本舗装とする	

乗入Ⅰ種部



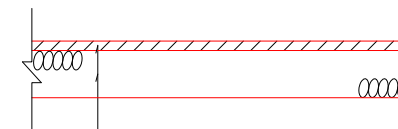
表層：開粒度アスコン(13)	t=50
※路盤：再生クラッシャーラン(RC-30)	t=250
※は仮舗装で施工する	

乗入Ⅱ種部



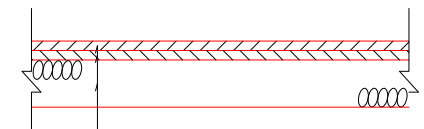
表層：再生密粒度アスコン(20)	t=50
※基層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
※路盤：再生クラッシャーラン(RC-30)	t=250
※は仮舗装で施工する	

乗入Ⅰ種部



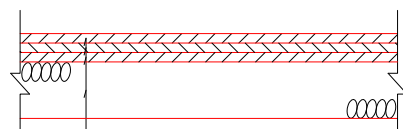
表層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
※路盤：再生クラッシャーラン(RC-30)	t=250
※は本舗装とする	

乗入Ⅱ種部



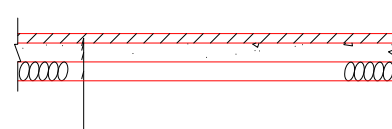
表層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
※基層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
※路盤：再生クラッシャーラン(RC-30)	t=250
※は本舗装とする	

乗入Ⅲ種部



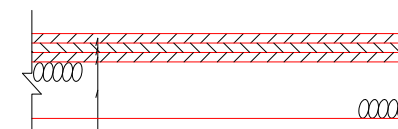
表層：再生密粒度アスコン(20)	t=50
※中間層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
※基層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
※路盤：再生クラッシャーラン(RC-30)	t=250
※は仮舗装で施工する	

支道部



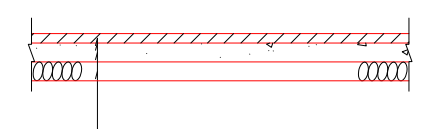
表層：再生密粒度アスコン(20)	t=50
プライムコート	
※上層路盤：粒度調整碎石(M-30)	t=100
※下層路盤：再生クラッシャーラン(RC-30)	t=100
※は仮舗装で施工する	

乗入Ⅲ種部



表層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
※中間層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
※基層：再生粗粒度アスコン(20)	t=50
※路盤：再生クラッシャーラン(RC-30)	t=250
※は本舗装とする	

支道部



表層：再生密粒度アスコン(20)	t=50
プライムコート	
※上層路盤：粒度調整碎石(M-30)	t=100
※下層路盤：再生クラッシャーラン(RC-30)	t=100
※は本舗装とする	

近畿地方建設局電線共同溝管理規程

平成10年12月1日建近道管第321号
近畿地方建設局長

(目的)

第1条 この規程は、建設省近畿地方建設局長（以下「道路管理者」という。）が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）第18条の規定に基づき、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項、その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が設ける施設をいう。
- 二 「附帯施設」とは、電線共同溝に附帯して設置する施設をいう。
- 三 「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。
- 四 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設した電線及び通信線等をいう。
- 五 「占用物件」とは、道路管理者の許可を受け電線共同溝に敷設した電線、通信線及び地上機器等をいう。
- 六 「占用者」とは、占用物件を設置及び管理している者をいう。
- 七 「占用工事」とは、道路管理者の承認を得て、占用者が行う占用物件の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他管理に関する工事をいう。
なお、占用物件の新たな設置のための工事については、占用工事とは区別される。
- 八 「出張所長」とは、当該電線共同溝の管理を担当する出張所の長をいう。

(管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件は占用者が、それぞれ管理する。

(台帳の作成及び保管)

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため電線共同溝管理台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管する。

台帳に記入すべき事項は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 電線共同溝の規模及び構造

- 二 収容物件の敷設状況
 - 三 収容物件の種類、敷設工事着手年月日及び完了年月日
 - 四 収容物件の管理者名、連絡先
 - 五 その他必要事項
- 2 占有者は、道路管理者の許可を得て台帳を閲覧することができる。
 - 3 占有者は、占有者に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、すみやかに道路管理者に届け出なければならない。

(収容物件の明示)

第5条 道路管理者及び占有者は、収容物件に管理者名、敷設年、電圧等を明示する。

(構造及び収容物件に変更がある場合の措置)

第6条 道路管理者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとするとき及び新たに占有者が加入する等収容物件に変更が生じるときは、あらかじめ許可を受けた占有者と協議しなければならない。

(工事の承認)

第7条 占有者は、占用工事を施行しようとするときには、電線共同溝占用工事施行承認申請書(別添様式-1)を道路管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(工事の施行)

- 第8条 占有者は、占用工事の際に電線共同溝の構造及び他の収容物件に支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。
- 2 占有者は、占用工事により他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、道路管理者及び他の占有者の意見を聴取し、立会を求めなければならない。
 - 3 道路管理者が電線共同溝に関わる工事の施行により、他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ関係する占有者と打ち合わせを行わなければならない。
 - 4 占用工事に伴い、附帯設備の設置及び変更等が必要となった場合は、道路管理者と協議しなければならない。
 - 5 占有者は、占用工事が完了したときには、道路管理者に電線共同溝占用工事完了届(別添様式-2)を提出し、出張所長の確認を受けなければならない。

(電線共同溝への入溝)

- 第9条 占有者は、占用工事、巡視及び点検等により電線共同溝に入溝しようとするとき、出張所長に入溝承認申請書(別添様式-3)を提出し、承認を受けなければならない。
- 2 占有者は、事故及びその他やむを得ない事由により緊急に入溝しようとするとき、出張所長に連絡のうえ、その指示に従って入溝できる。
その際、速やかに入溝承認申請書を出張所長に提出し、事後承認及び作業内容等の確認を受けなければならない。

(点検及び通報の義務)

第10条 道路管理者及び占有者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。

- 2 道路管理者及び占有者は、占有工事、巡視又は点検等の際に電線共同溝や収容物件等に異常を発見した時には、直ちに関係者に通報するとともに、応急的な措置を講じなければならない。
- 3 前項の異常を発見した占有者及び異常が発生した占有物件を管理する占有者は、速やかに事故報告書(別添様式-4)を道路管理者に提出しなければならない。
- 4 道路管理者は、電線共同溝に異常が発見されたとき、占有者と協議のうえ機能を回復するための措置を講じなければならない。

(関係法令の遵守)

第11条 道路管理者及び占有者は、本規程によるほか関連法令等を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第12条 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用(以下「管理費」という。)は、本体工事費、附帯工事費、測量及試験費、補償費、船舶及機械器具費、営繕費及び宿泊費及び事務費の合計額とする。

- 2 管理費のうち当該工事費に直接必要な本体工事費、附帯工事費、測量及試験費、補償費は、その合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占有者がそれぞれ負担するものとする。

ただし、道路管理者は、この規定によることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合には、占有者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めることができる。

- 3 前項の占有者の負担額に千円未満の端数が生じたときは、千円未満を四捨五入する。
- 4 工事費により、電線共同溝及び収容物件に損害を与えた場合の復旧費は、前2項の規定にかかわらずその原因者の負担とする。
- 5 特定の者の必要により生じた当該電線共同溝の改築に要する費用は、原因者の負担とする。
- 6 管理費のうち船舶及機械器具費、営繕費及び宿泊費及び事務費の算出は次の各号に定めるところによる。
 - 一 船舶及機械器具費は、本体工事費、附帯工事費、測量及試験費、補償費の合計額を基準額として次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに率を乗じて算出した額とする。

ただし、基準額が5,000,000円未満の場合は、適用を除外する。

基 準 額	船舶及機械器具費の率
20,000,000 円以下の金額	0.8 %
20,000,000 円をこえ 50,000,000 円以下の金額	0.6
50,000,000 円をこえ 80,000,000 円以下の金額	0.4
80,000,000 円をこえる金額	0.2

二 営繕費及び宿舍費は、本体工事費、附帯工事費、測量及試験費、補償費、船舶及機械器具費の合計額を基準額として次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに率を乗じて算出した額とする。

ただし、基準額が5,000,000円未満の場合は、適用を除外する。

基 準 額	営繕費及び宿舍費の率
20,000,000 円以下の金額	1.0 %
20,000,000 円をこえ 50,000,000 円以下の金額	0.8
50,000,000 円をこえ 80,000,000 円以下の金額	0.6
80,000,000 円をこえる金額	0.4

三 事務費は、本体工事費、附帯工事費、測量及試験費、補償費、船舶及機械器具費、営繕費及び宿舍費の合計額を基準値として次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに率を乗じて算出した額とする。

基 準 額	事 務 費 の 率
20,000,000 円以下の金額	10 %
20,000,000 円をこえ 50,000,000 円以下の金額	8
50,000,000 円をこえ 80,000,000 円以下の金額	6
80,000,000 円をこえる金額	4

- 7 占有者が負担する管理費は、道路管理者が徴収する。
- 8 占有者は道路管理者が通知する管理費徴収資金計画書に基づき近畿地方建設局歳入徴収官の発行する納入告知書により納入する。
- 9 道路管理者は、徴収する管理費の施行完了後、速やかに精算しなければならない。

(損害又は紛争の処理)

第13条 収容物件の設置、管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者（他の収容物件の敷設者を含む。）に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。

（道路管理者への届出等）

第14条 この規程の定めによる道路管理者への承認申請、届出等及び道路管理者からの承認は、出張所長を経由して行う。

（保安細則）

第15条 道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について電線共同溝に関する保安細則を定める。

（規程に関する疑義等）

第16条 この規程に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議する。

附則（平成10年12月1日建近道管第321号）

この規程は、平成10年12月1日から施行する。

様式－1

電線共同溝占用工事施行承認申請書

第 号
平成 年 月 日

近畿地方建設局長 殿

占用者名
担当者
連絡先

占用物件に係る下記の工事を施行したいので、電線共同溝管理規程第7条に基づく承認を得たく申請します。

記

目 的			
路 線 名	一般国道 号	電線共同溝名	
場 所	km～km		
工事期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
工 事 名			
工事内容			
規模数量			
添付図面	位置図、平面図、縦断図		

電線共同溝占用工事施行承認書

上記について、下記の条件を付して承認する。

記

工事の施行にあたっては、電線共同溝の管理規程及び保安細則を厳守すること。

建近〇〇第 号
平成 年 月 日
近畿地方建設局長

様式－2

電線共同溝占用工事完了届

第 号
平成 年 月 日

近畿地方建設局長 殿

占用者名
担当者
連絡先

平成 年 月 日付け建近〇〇第 号で承認を得た占用物件に係る工事が完了
しましたので、下記のとおり届出いたします。

記

1 目 的

2 工 事 名

3 場 所

4 工事内容

5 工事期間 平成 年 月 日 着手
平成 年 月 日 完了

6 その他

.....
上記工事について検査した結果、当該工事が完了したことを確認した。

平成 年 月 日

〇〇工事事務所 〇〇出張所長

電線共同溝入溝承認申請書

第 平成 年 月 日 号

近畿地方建設局
〇〇工事事務所
〇〇出張所長 殿

会社名
住 所
氏 名
TEL

管理規程第9条第1項の規定により、下記のとおり電線共同溝に入溝したいので、承認されたく申請する。

- 記
- 1 入溝箇所 路線名 一般国道 号 (電線共同溝名)
場 所 自： 至： (上り・下り)
 - 2 入溝目的
 - 3 期 間 平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで
 - 4 入溝者等 監督責任者
入溝責任者
会社名
住 所
氏 名
TEL
入溝総人数 名
 - 5 火気使用 (1) あり 「火気責任者」
(2) なし
 - 6 異常内容等 (1) 緊急連絡時間及び氏名 平成 年 月 日 氏名
(事前申請の場合は斜線) (2) 異常の内容
(3) 措置の内容

電線共同溝入溝承認書

上記申請について、別紙条件を付して承認する。

建近〇〇第 号

平成 年 月 日

近畿地方建設局

〇〇工事事務所

〇〇出張所長

事 故 報 告 書
平成 年 月 日 号

近畿地方建設局長 殿

占用者住所 _____
氏 名 _____

下記のとおり報告します。

路線名・箇所	一般国道 号 (電線共同溝名)・場所:		
事故発生日時	平成 年 月 日	時 分	
事故処理終了日時	平成 年 月 日	時 分	
他の占用者への影響	なし・あり (TEL)	他の占用者への連絡	済 ・ 未
事故処理に携わった責任者	印 TEL		
報告書作成者	印 TEL		
事故の状況			
処理の方法			
その他			
添付書類			

近畿地方建設局電線共同溝保安細則

平成10年12月1日建近道管第321号
近畿地方建設局長

(目的)

第1条 この細則は、近畿地方建設局電線共同溝管理規程（以下「管理規程」という。）第15条に基づき、電線共同溝の保安、防災の徹底を図ることを目的とする。

(入溝時の措置)

第2条 電線共同溝に入溝したときは、その都度電線共同溝入溝日誌（別添様式-1）に必要な事項を記載のうえ出張所長に提出し、確認を受けなければならない。

(工事等施行時の措置)

第3条 管理規程に定める占用工事、巡視及び点検等（以下「工事等」という。）を行う場合は、関係法令のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定め、入溝責任者は常に電線共同溝入溝承認書を携行すること。
- 二 入溝者は、必ず保安帽、作業衣を着用するとともに、入溝責任者は腕章（別図-1）を着用すること。
- 三 入溝責任者は、工事等に際し電線共同溝内の有毒なガス等の有無を確認すること。
- 四 構内での火気使用については、出張所長が承認した場合以外は使用しないこと。
なお、火気使用にあたっては、消火器を携帯すること。
- 五 電線共同溝内は、禁煙とする。
- 六 電線共同溝の構造及び他の収容物件に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
- 七 電線共同溝の蓋をあけておく場合は、当該箇所に柵、工事標識を設けるとともに、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。
- 八 工事等は、道路交通に著しい支障を及ぼさない時間帯に行うこと。
- 九 工事等に伴う事故発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずること。
- 十 工事完了後は、工事材料等をすみやかに搬出し、入溝区域の掃除を行うこと。
- 十一 入溝に必要な鍵は、出張所長及び占用者がそれぞれ保管するものとする。
なお、占用者は鍵の保管責任者を定め出張所長に報告し、保管責任者は承認された目的以外に使用しないこと。

(緊急時における通報)

第4条 電線共同溝において事故の発生又はそのおそれのある場合には、発見者は直ちに

別途出張所長が定める緊急連絡系統図に基づき通報しなければならない。

(溝内の清掃)

第5条 道路管理者は、電線共同溝全般について溝内を常に清潔な状態に保持するため、清掃を行うなど必要な措置を講じなければならない。

また、電線共同溝のうち特定の施設を使用する占有者は、その施設について必要に応じて清掃を行わなければならない。

(工事等の調整)

第6条 占有者は、工事等により入溝する場合は、緊急の場合を除き事前に出張所長と時期等について調整しなければならない。

(近接工事の立会)

第7条 出張所長は、電線共同溝に近接した占用工事等の申請があった場合には、現地での立会等必要な措置を講じなければならない。

(細則に関する疑義等)

第8条 この細則に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議するものとする。

附則（平成10年12月1日建近道管第321号）

この細則は、平成10年12月1日から施行する。

監督責任者
 入溝責任者

1. 入溝状況

入溝目的	1. 工事・作業 2. 巡回・点検 3. その他													
	午前	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
入溝者	入溝主 務 書													
	入溝責任者													
	監督責任者													
	火気責任者													
その他入溝者														
立 会 者														
道路管理者														
通信関係者														
電力関係者														
関係者														

2. 特記事項

3. チェックリスト

区分	NO	項 目	確 認
事前事項	1	工事の施行承認を受けたか	
	2	入溝の承認を受けたか	
	3	火気使用の承認を受けたか	
	4	入溝の心得を再確認したか	
	5	必要な立会者に立会要請したか	
一般事項	1	使用する鍵の番号はNO.	
	2	保安帽、作業服等の安全装備したか	
	3	非常用の灯具を準備したか	
	4	開口部の保安施設、要因は確保したか	
	5	他の占用物件等に損害を与えなかったか	
	6	禁煙を守ったか	
	7	器材が構内に放置していないか	
	8	継続工事の器材が整理されているか	
	9	工事等終了時に工事等区域の清掃をしたか	
	10	工事等終了時に掘蓋の施設はしたか	
	11	入溝日誌に記入漏れがないか	
	12		
特殊事項	1	酸欠測定器を準備したか	
	2	非常用消火器を準備したか	
	3		
	4		

4. 道路管理者特記事項

--	--	--	--

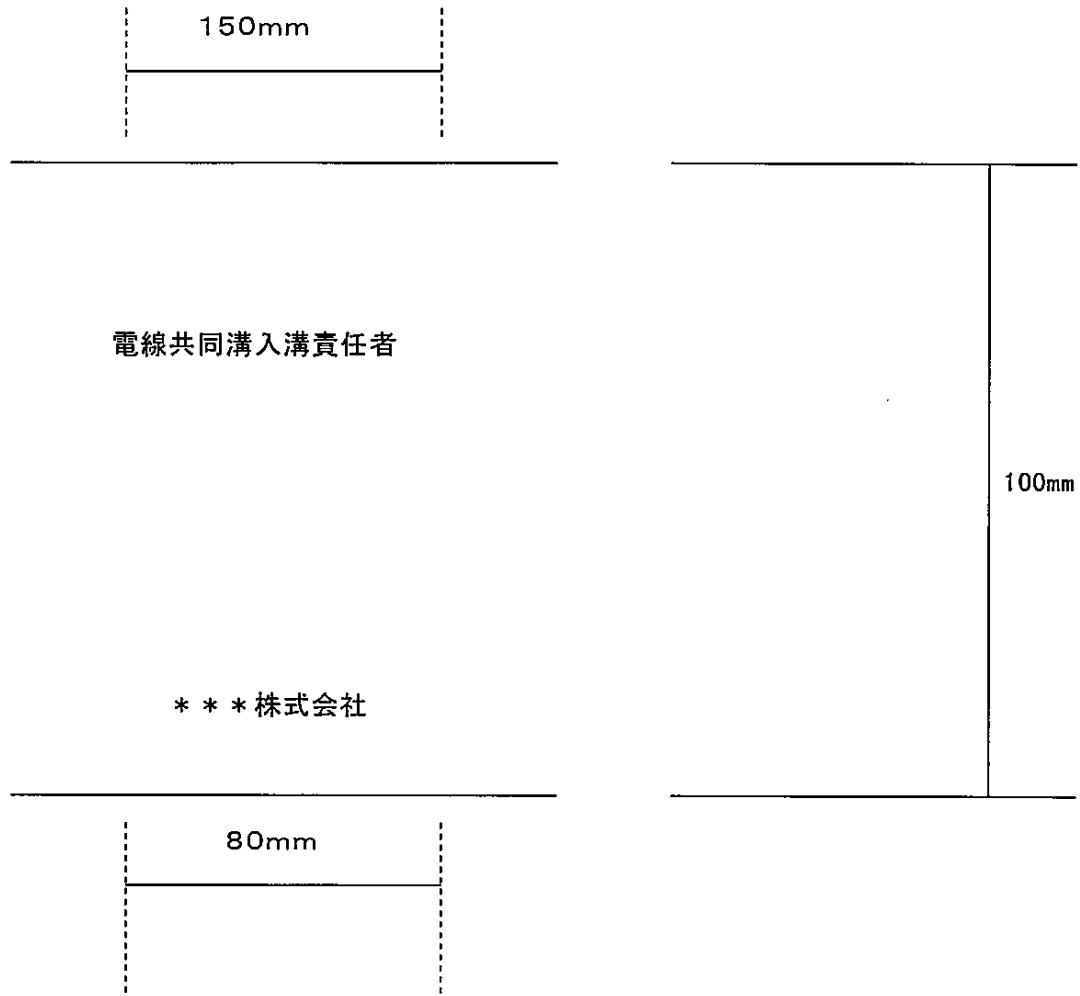
5. 道路管理者確認

所長	係長	主務

確認者

別図-1

腕 章

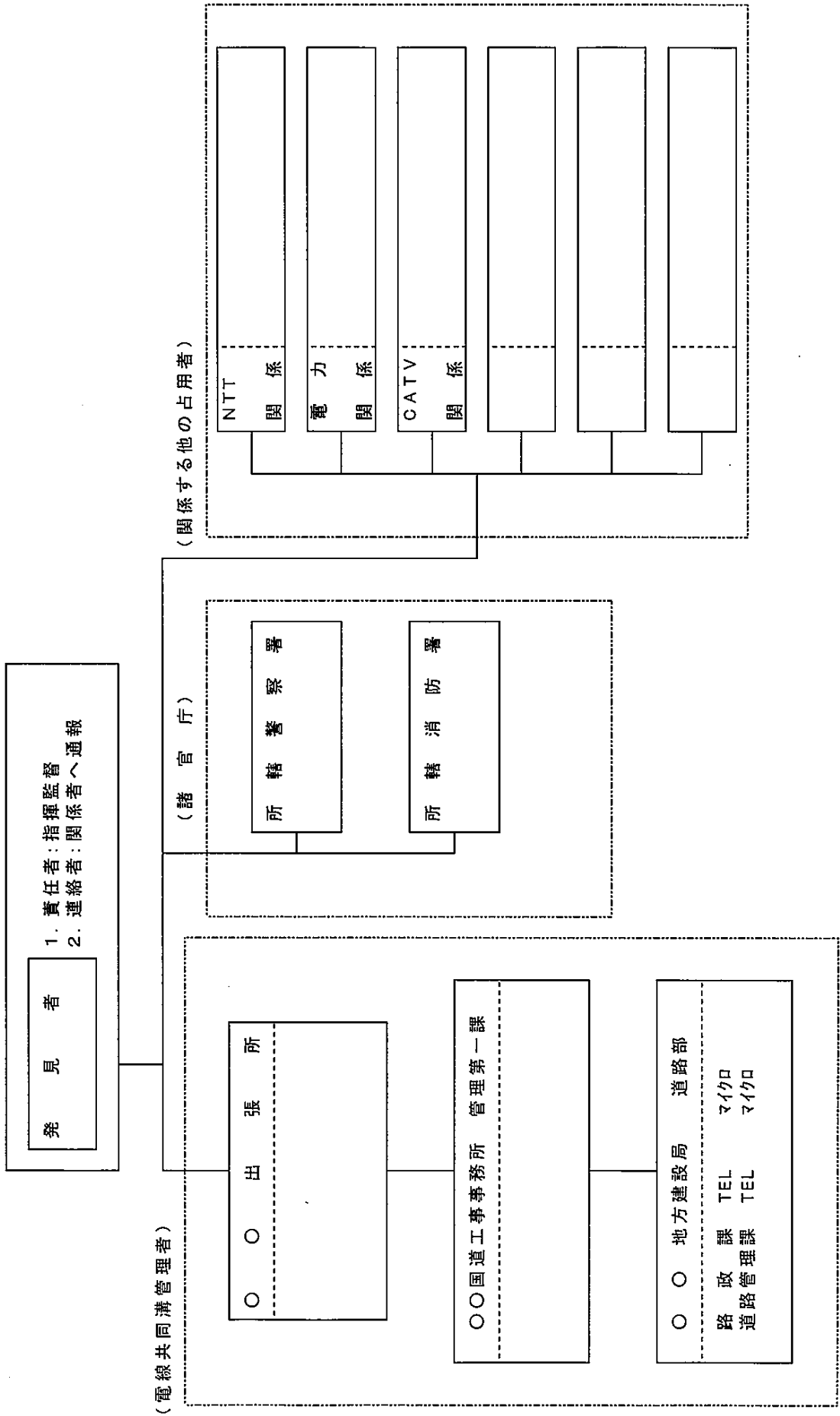


地 色 黄
文 字 黒

占用者において、別に定めがある場合は、上記の腕章としないことができる。

〇〇国道工事事務所 〇〇出張所 〇〇号

緊急連絡系統図



資料7 電線共同溝管理台帳 (作成例)

平面図(〇〇〇〇社) S=1:500

参考例1 (全企業入り及び個別企業)

関西電力	E	LE-4 (E1)	LE-5 (E1)	LE-6 (E6)
ケイ・オプティコム	Ko			
西日本電信電話	T			
ZTV	Z			
道路照明	L			
警察信号	P			
道路管理者	R			

【特殊部 凡例】

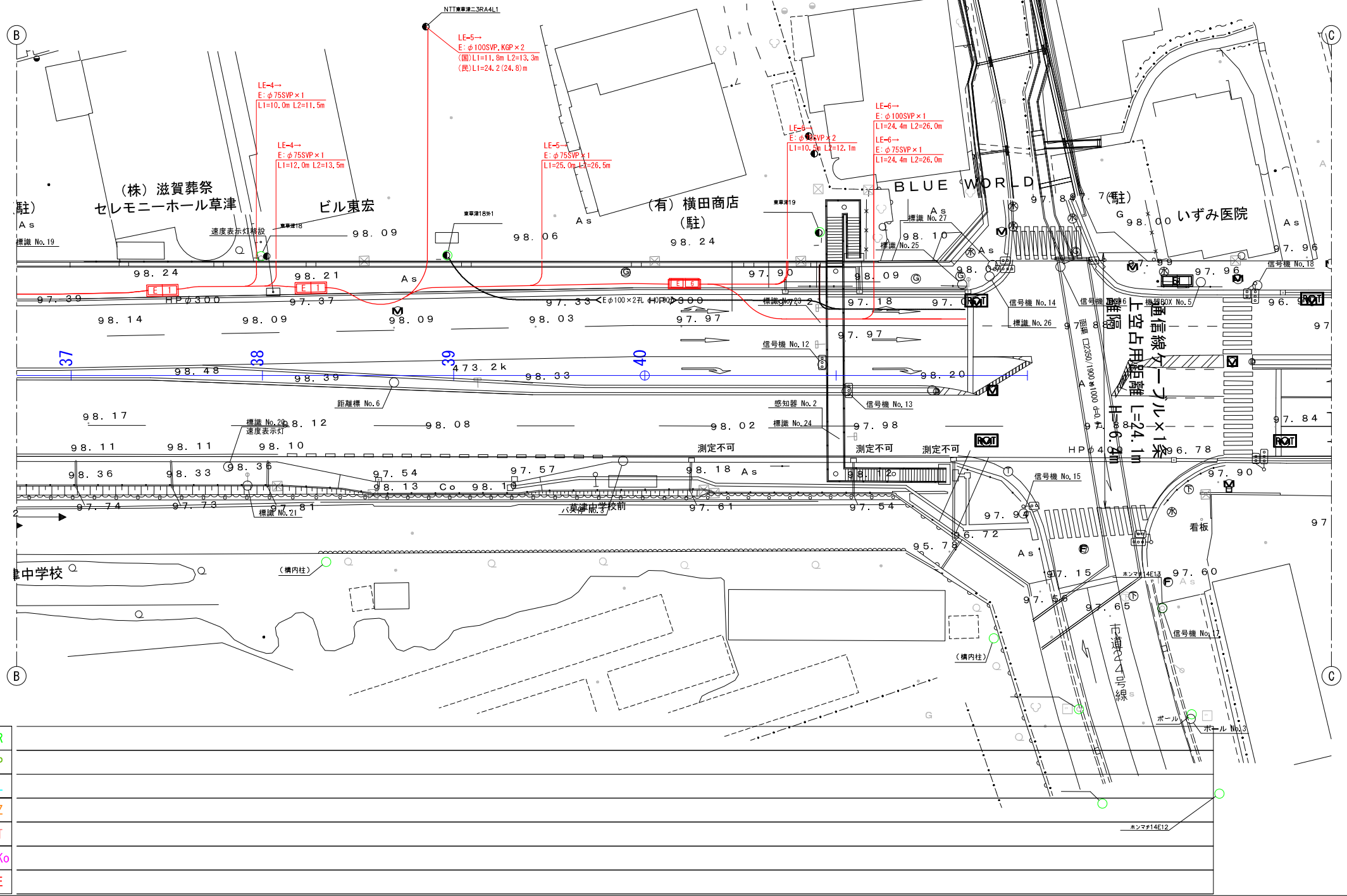
記号	名称	内容寸法(例)×L×L	備考
E1	E-1樹	900×3000×1100	地上機器設置用
E2	E-2樹	900×1900×1100	地上機器設置用
EO3	E-3樹	1000×3000×1800	
E4	E-4樹	800×3150×1800	地上機器設置用
RT1	RT-1樹	1200×2200×1500	
RT2	RT-2樹	1200×2200×1500	
P	P-1樹	600×600×600	

【参画企業 凡例】

記号	名称	呼び径	備考
E	関西電力	φ100 φ75(80)	
Ko	ケイ・オプティコム	φ100 φ75(80) φ50	
T	西日本電信電話	φ150 φ75(80) φ50	
Z	ZTV	φ75(80) φ50	
L	道路照明	φ50	
P	警察信号	φ75 φ50	
R	道路管理者	φ50	

※L1=〇〇は樹外寸法管路占用延長、L2=〇〇は樹中心寸法を示す。
 ※(〇〇)は管路内の延長を示す。
 ※(80)は管路防護工及びE連携設備での呼び径を示す。
 ※連携設備【】明記は実測延長を示す。

S=1:250



道路管理者	R
警察信号	P
道路照明	L
ZTV	Z
西日本電信電話	T
ケイ・オプティコム	Ko
関西電力	E

図名	平面図(〇〇〇〇社)	路線名	国道 1号	図面番号		付加コード		尺度	1/500	作成年月	平成27年 1月	修正年月		未工事記入		施工年月	H27.1	理由	新設	施工業者	佐藤渡辺 末本	責任者		占用		許可申請ハ書	年月日	許可書	文書番号	許可申請ハ書	年月日	許可書	文書番号	許可申請ハ書	年月日	許可書	文書番号
----	------------	-----	-------	------	--	-------	--	----	-------	------	----------	------	--	-------	--	------	-------	----	----	------	---------	-----	--	----	--	--------	-----	-----	------	--------	-----	-----	------	--------	-----	-----	------

設備名	国道1号 電線共同溝		NO. LR-1		() - (LR-2)			
事項	記事		事項		記事			
構造種別	鉄筋コンクリート		マンホール形号数					
ふた種別	鋳鉄		特殊工法					
環境	留水							
	地盤湧水							
	止水対策							
特殊工法								
線路付属品								
建設年度	令和 年度		写真記録		(ネガ)有・無(焼付)有・無		実長	
ダクト 番号	管種 管径	ダクト 建設年度	ケーブル名 (ケーブルNo)	ケーブル種別	ケーブル 建設年度	記事	官地	その他
A 面								
1	PV φ50	令和 年度				看板中川(T)	19.1m	
B 面								
1	PV φ75	令和 年度				LR-2(Z)	23.8m	
2	PV φ50	令和 年度				LR-2(R道)	23.8m	
3	PV φ50	令和 年度				LR-2(R道)	23.8m	
4	FAVP φ150	令和 年度				LR-2(T)	23.8m	
5	PV φ50	令和 年度				LR-2(R道)	23.8m	
6	PV φ50	令和 年度				LR-2(R道)	23.8m	
7	PV φ50	令和 年度				LR-2(R照)	23.8m	
8	PV φ50	令和 年度				LR-2(R警)	23.8m	
9	PV φ50	令和 年度				LR-2(R警)	23.8m	
歩道側								
車道側								

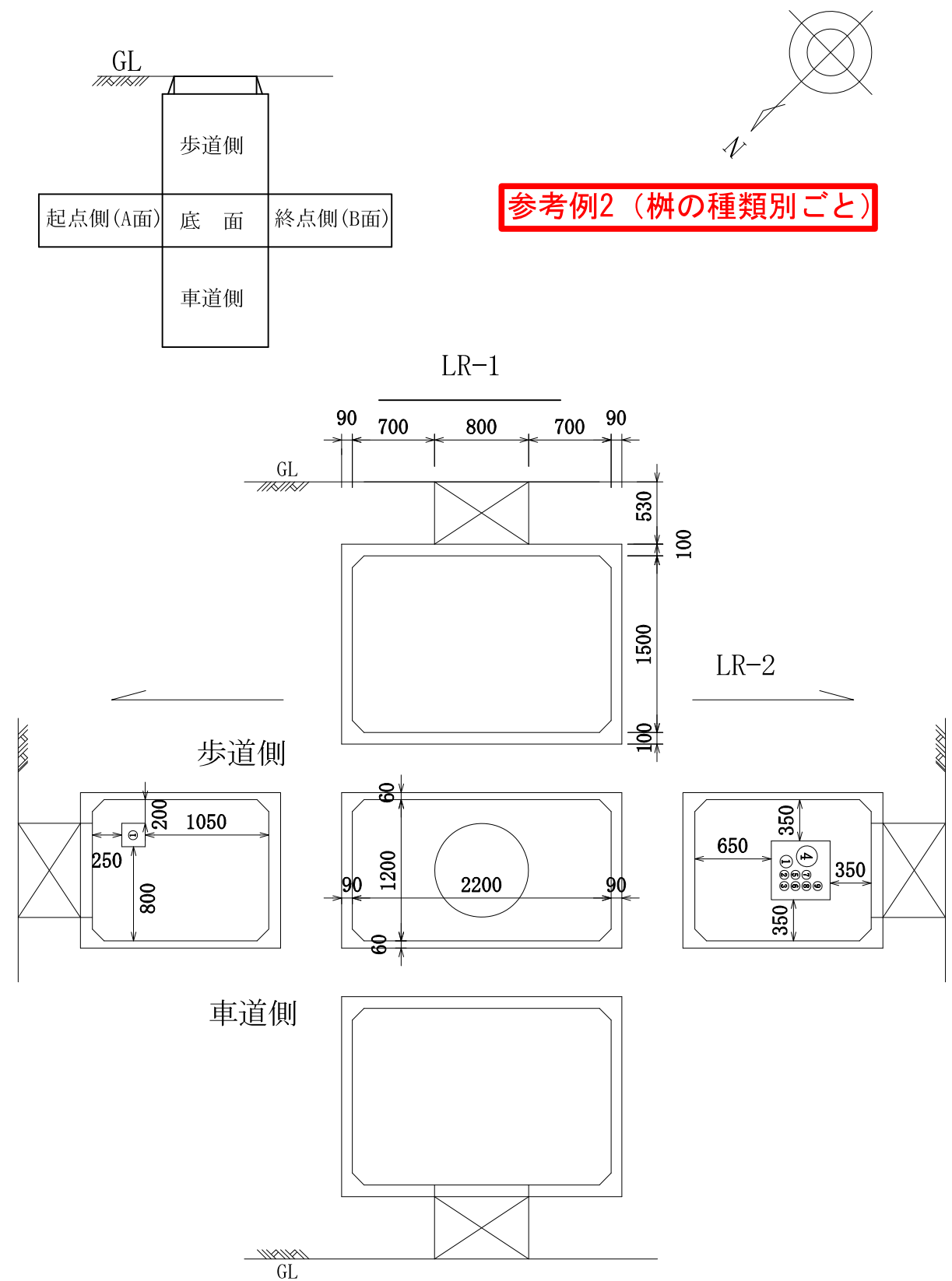


図	柵詳細図	設備名	国道1号 電線共同溝	図面番号	付加コード	尺度	作成年月日	修正年月	土木工事記入	施工年月	理由	施工業者	責任者
面						1/50	令和 年 月						

資料 8 貸与資料一覧

No	資料名	備考
【設計業務】		
1	滋賀国道管内無電柱化整備方針業務 概略設計編 報告書	電線共同溝概略設計
【基準・マニュアル等】		
2	近畿地方整備局「電線共同溝設計マニュアル 平成 25 年 8 月」	
3	近畿地方整備局「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル(案) Ver.2 平成 15 年 3 月」	